

公開買付説明書

平成21年3月

S G インベストメンツ株式会社

公開買付説明書

本説明書により行う公開買付けは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第二章の二第一節の規定の適用を受けるものであり、本説明書は金融商品取引法第27条の9の規定により作成されたものです。

【届出者の氏名又は名称】	SGインベストメンツ株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー46階
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	03-6437-1648
【事務連絡者氏名】	ゴールドマン・サックス証券株式会社 コーポレート・コミュニケーションズ 岩立 澄子
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	SGインベストメンツ株式会社 (東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー46階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、SGインベストメンツ株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社ユー・エス・ジェイをいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注8) 本書の提出にかかる公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書に含まれる財務諸表は、日本の会計基準に基づいて作成されており、米国の会社の財務諸表と同等のものとは限りません。

(注9) 公開買付者の関係会社のうち一定の者又はその委託を受けて証券取引の取次ぎ、媒介等を行う者（但し、法第27条の5により別途買付けを行うことを禁止されている者を除きます。）は、日本法及び米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第14条e-5(b)項の規制に従いつつ、その許容する範囲内で、本公開買付けの開始前又は期間中、本公開買付けによらないで、対象者の普通株式の米国外での買付け又はそれに向けた行為を行うことがあります。かかる買付けは、市場内で時価で行われる場合もありますし、市場外で交渉により決定された価格で行われる場合もあります。

(注10) 本公開買付けに関するすべての手続は、特段の記載がない限り、すべて日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語

の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

(注11) 本書中の記載には、米国1933年証券法 (Securities Act of 1933) 第27A条及び米国1934年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) 第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又は関連会社は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

目 次

	頁
第1 公開買付要項	1
1. 対象者名	1
2. 買付け等をする株券等の種類	1
3. 買付け等の目的	1
4. 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数	15
5. 買付け等を行った後における株券等所有割合	22
6. 株券等の取得に関する許可等	23
7. 応募及び契約の解除の方法	23
8. 買付け等に要する資金	26
9. 買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況	30
10. 決済の方法	30
11. その他買付け等の条件及び方法	31
第2 公開買付者の状況	33
1. 会社の場合	33
2. 会社以外の団体の場合	34
3. 個人の場合	34
第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況	35
1. 株券等の所有状況	35
2. 株券等の取引状況	39
3. 当該株券等に関して締結されている重要な契約	39
4. 届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約	39
第4 公開買付者と対象者との取引等	40
1. 公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容	40
2. 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容	40
第5 対象者の状況	48
1. 最近3年間の損益状況等	48
2. 株価の状況	48
3. 株主の状況	49
4. その他	57

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

株式会社ユー・エス・ジェイ

2【買付け等をする株券等の種類】

- ① 普通株式
- ② 新株予約権

- イ 平成18年6月28日開催の第12回定時株主総会及び同日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「新株予約権A」といいます。）
- ロ 平成18年6月28日開催の第12回定時株主総会及び平成18年7月14日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「新株予約権B」といいます。）
- ハ 平成19年6月27日開催の第13回定時株主総会及び平成19年8月7日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「新株予約権C」といいます。）
- ニ 平成19年8月7日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「新株予約権D」といいます。）
- ホ 平成19年6月27日開催の第13回定時株主総会及び平成20年7月14日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「新株予約権E」といいます。）
- ヘ 平成20年7月14日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「新株予約権F」といい、新株予約権Aないし新株予約権Fを「本新株予約権」と総称します。）

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク（以下「ゴールドマン・サックス」といい、同社を中心とするグループを「ゴールドマン・サックス・グループ」といいます。）（注1）の100%間接出資の投資会社で、公開買付届出書の提出日現在、対象者の普通株式888,890株（平成20年12月31日現在の対象者の発行済株式総数に対象者が平成21年2月12日に提出した第15期第3四半期報告書に記載された平成20年12月31日現在の本新株予約権の目的である対象者株式の数の合計数を加えた数（以下「潜在株券等考慮後株式数」といいます。）の約39.89%）を保有する有限会社クレインホールディングス（以下「クレイン」といいます。）の完全子会社であり、対象者の有価証券を取得及び保有することを目的として設立された会社です。

今般、公開買付者は、対象者の発行済株式の全て（公開買付期間末日までに新株予約権A及び新株予約権Bが行使される可能性があり、当該行使により発行又は移転される対象者株式も本公開買付けの対象としております。）及び対象者が発行した新株予約権の全てを取得して対象者を完全子会社化し、対象者の株式を非公開化させることを目的として、本公開買付けを実施いたします。

本公開買付けは、マネジメント・バイアウト（MBO）（注2）のための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として行うことを企図しております。ゴールドマン・サックス・グループは、対象者の中長期的な企業価値の更なる向上を実現するためには対象者株式を非公開化させることが必要ではないかと考え、その経営手腕を高く評価し、企業価値向上のための事業戦略の実行に極めて重要であると考えている対象者の代表取締役社長であるグレン・ガンペル氏（以下「ガンペル氏」といいます。）とともに、対象者の中長期的な視点に立った事業戦略や資本政策の在り方について検討を重ね、同氏と合意の上、マネジメント・バイアウトの手法により対象者を完全子会社化し、対象者株式を非公開化させることが最善であると判断いたしました。ガンペル氏は、本公開買付け終了後も継続して代表取締役社長として対象者の経営にあたる予定で、本公開買付けが成立した場合において、公開買付者の代表取締役にも就任する予定であります。また、ガンペル氏は、同氏が保有する新株予約権A35,026個（目的となる対象者の株式の数は35,026株で、潜在株券等考慮後株式数の約1.57%）を本公開買付けに応募し、本公開買付けが成立した場合において、本公開買付けの決済後遅滞なく、約100百万円を公開買付者に出資し公開買付者の普通株式を取得する予定です。さらに、公開買付者が対象者を完全子会社化した後、ガンペル氏は、新たに締結される後述の新マネジメントサービス契約に基づくインセンティブとして、(a)対象者の株式（対象者が公開買付者に吸収合併された場合、その存続会社である公

公開買付者の完全希薄化後ベース（ストックオプション（新株予約権）を含め公開買付者の潜在株式が全て株式に転換された場合をいい、以下同じとします。）の2.50%の株式に相当）を目的とする行使価額1円のストックオプション（新株予約権）、及び、(b)対象者の株式（対象者が公開買付者に吸収合併された場合、その存続会社である公開買付者の完全希薄化後ベースの5.00%の株式に相当）を目的とし、本公開買付けの買付価格（対象者が公開買付者に吸収合併された場合、公開買付期間終了後から決済の開始日までにクレイン、エムビーケーピー ビー・ブイ（MBKP B.V.）（以下「MBK」といいます。）（注3）及びオウル・クリーク・インベストメンツⅡ・エル・エル・シー（Owl Creek Investments II, LLC）（以下「オウル・クリーク・インベストメンツ」といいます。）（注4）が行う予定の公開買付者への出資における1株当たりの払込金額と同額）を行使価額とするストックオプション（新株予約権）の付与を対象者から受ける予定であります。また、本公開買付け終了後から対象者の完全子会社化の完了までの期間に、対象者の同意が得られる場合、公開買付者、クレイン、MBK、オウル・クリーク・インベストメンツ及びガンペル氏は、対象者が、本公開買付けの完了後に開催する予定の定時株主総会において、クレイン及びMBKが指名する個人各2名、オウル・クリーク・インベストメンツが指名する個人1名を社外取締役を選任するよう合理的な最善の努力を尽くす予定です。さらに、ガンペル氏以外の対象者の経営陣（社外取締役を除きます。）及び従業員等に対しても対象者の完全子会社化が完了した後に、公開買付者の発行するストックオプション（新株予約権）を用いたインセンティブ・プランを導入することを計画しております。その具体的な詳細や条件については本公開買付け終了後に対象者とも協議した上で決定する予定ですが、付与されるストックオプション（新株予約権）の目的である公開買付者の株式数は、公開買付者の完全希薄化後ベースの株式数の2%を上限とする予定です。

ゴールドマン・サックス・グループは、クレインの保有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募させた上で、本公開買付けが成立した場合において、公開買付期間終了後、決済の開始日の前日までに、クレインが保有する対象者株式を本公開買付けに応募して売却した場合の売却想定価額の相当額に新たな出資分を加えた約45,444百万円を公開買付者に出資させて公開買付者の発行する普通株式612,129株を引き受けさせる予定であります。

さらに、ゴールドマン・サックス・グループは、本取引の趣旨に賛同の上、出資スポンサーとしての協力が得られるパートナーと共同で本取引を進める可能性について検討し、複数の候補先と折衝した結果、MBK及びオウル・クリーク・インベストメンツから協力の申し出を得ることができました。MBKは、公開買付期間終了後、決済の開始日の前日までに約17,500百万円を公開買付者に出資し公開買付者の発行する普通株式235,722株を引き受けさせる予定であります。オウル・クリーク・アセット・マネジメント・エルピー（Owl Creek Asset Management, L.P.）（以下「オウル・クリーク・アセット・マネジメント」といいます。）はその運営する4つの投資ファンド（対象者の潜在株券等考慮後株式数の約10.05%にあたる合計223,912株を所有）が所有する対象者株式（注5）の全てを本公開買付けに応募させた上で、オウル・クリーク・インベストメンツを通じて、公開買付期間終了後、決済の開始日の前日までに約11,196百万円を公開買付者に出資させ公開買付者の発行する普通株式150,803株を引き受けさせる予定であります。また、前述のとおり、ガンペル氏は、本公開買付けが成立した場合において、本公開買付けの決済後遅滞なく、約100百万円を公開買付者に出資し公開買付者の普通株式1,347株を引き受けさせる予定であります。

以上により、本公開買付けが成立し、これらの各出資が完了した場合において、公開買付者の普通株式の発行済株式総数は1,000,005株となり、クレインが612,133株（公開買付者の発行済株式総数の約61.21%）、MBKが235,722株（同約23.57%）、オウル・クリーク・インベストメンツが150,803株（同約15.08%）及びガンペル氏が1,347株（同約0.13%）をそれぞれ所有することになる予定であります（なお、上記の公開買付者の発行済株式総数は、ガンペル氏並びに経営陣及び従業員等に対して付与されるストックオプションの目的となる株式の数は含んでおりません。）。本公開買付けが成立した場合、公開買付者は、本公開買付けの決済に先立って、上記のとおり、クレイン、MBK及びオウル・クリーク・インベストメンツからの出資を受けることに加えて、後述の通り金融機関から融資を受け（融資の概要は、後述の「(2) 本公開買付けを実施する背景及び理由並びに本公開買付け成立後の経営方針」の「(ii) 融資に関し締結を予定している契約の概要」をご参照ください。）、かかる資金をもって、本公開買付けが成立した場合の決済資金に充当する予定です。

公開買付者は、対象者の取締役会の賛同のもと、友好的に対象者株式を取得するために金融商品取引法に基づき本公開買付けを行うものです。

クレイン及びオウル・クリーク・インベストメンツは、後述のManagement Buyout Agreementにおいて、ク

レインが自ら所有する株式及びオウル・クリーク・アセット・マネジメントが運営するファンドが所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募し又は応募させる旨を合意しております。

また、ガンペル氏は、同氏が保有する新株予約権A35,026個（目的となる対象者の株式の数は35,026株で、潜在株券等考慮後株式数の約1.57%）を本公開買付けに応募する旨を後述のManagement Buyout Agreementにおいて合意しております。

さらに、公開買付者は、株式会社日本政策投資銀行（以下「日本政策投資銀行」といいます。）（対象者の潜在株券等考慮後株式数の約9.97%にあたる222,222株を所有）との間では、その保有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募する旨の契約を締結しております。また、公開買付者は、大阪市（潜在株券等考慮後株式数の約8.98%にあたる200,000株を所有）の担当部局に対して本取引に関する説明を行った上で、その保有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募することを依頼しています。なお、公開買付届出書の提出日現在、ゴールドマン・サックス・グループは、その100%間接子会社であるゴールドマン・サックス証券株式会社の職員であり、公開買付者の代表取締役であるアンクル サフを非常勤の社外取締役として対象者に派遣しております。

（注1）ゴールドマン・サックスは、世界的に主要な投資銀行業務、証券業、投資運用業務などを手がける銀行持株会社です。ゴールドマン・サックスは緊密かつ多様な顧客基盤をもとに広範なサービスを世界各地において提供しており、その対象は、事業会社、金融機関、政府機関、個人富裕層と多岐に渡っています。1869年の設立以来、ゴールドマン・サックスはニューヨークを本拠に、ロンドン、フランクフルト、東京、香港その他世界の主要な金融都市にオフィスを設けています。

（注2）マネジメント・バイアウト（MBO）とは、一般に、買収対象会社の経営陣が、金融投資家と共同して、事業の継続を前提として買収対象会社の株式を購入する取引をいいます。

（注3）MBKは、MBKパートナーズ（グループの総称を指します。）の投資目的会社であります。MBKパートナーズは北アジア地域に特化した独立系のバイアウト・ファンドで、アジアにおけるバイアウト投資の2大市場である日本と韓国、それに将来的に最も有望な中国を加えた3市場に特化した地域密着型の投資戦略をとっております。投資後は、経営陣と協業して事業価値の最大化に注力しております。また、同ファンドには、日本、韓国、中国はもとより、北米、欧州、中東及びアジアの広範囲な地域の機関投資家が資金を提供しており、総額30億米ドル超を運用しております。なお、MBKパートナーズは、平成17年3月に、米国大手投資会社カーライル・グループのアジア地域における出身者が主体となって設立された、独立系プライベート・エクイティ・ファームです。

なお、MBKは、公開買付期間終了後、決済の開始日の前日までに公開買付者に出資し公開買付者の発行する普通株式を引き受ける予定ですが、本公開買付けの決済後、後述のShareholders Agreementに定められた必要な措置を講じた上で、公開買付者の普通株式をMBKパートナーズの別の投資目的会社に譲渡し、これと合わせて後述のManagement Buyout Agreement及びShareholders Agreementの契約上の地位について、他の契約当事者の同意等、各契約に定められた必要な措置を講じた上で譲渡する可能性があります。

（注4）オウル・クリーク・インベストメンツとは、オウル・クリーク・アセット・マネジメントが運営する投資ファンドの1つです。また、オウル・クリーク・アセット・マネジメントは米国デラウェア州法に基づき設立された法人でオウル・クリーク・グループの投資ファンドの運営を行っており、総額40億米ドル超を運用しております。オウル・クリーク・グループの傘下の7ファンドのうち、3ファンドは米国デラウェア州法に基づき設立されており、4ファンドはケイマン諸島に設立されております。オウル・クリーク・アセット・マネジメントは経営陣と協業して長期的な事業価値を創出することを目的としており、ニューヨークを中心にその事業を遂行しておりますが、香港にも拠点を置いております。

（注5）対象者は、オウル・クリーク・アセット・マネジメントから、平成19年5月9日付の大量保有報告書の変更報告書No. 3の写しの送付を受け、同日現在で213,202株（株券等保有割合 9.95%）を保有している旨の報告を受けておりましたが、平成21年3月16日現在で、J.P.MORGAN CLEARING CORP-SECのカストディアン口座において、Owl Creek I, L.P.、Owl Creek II, L.P.、Owl Creek Overseas Fund, Ltd.及びOwl Creek Socially Responsible Investment Fund, Ltd.の各々が対象者株式をそれぞれ7,234株、56,809株、158,121株及び1,748株（合計223,912株）保有している旨の平成21年3月18日付

け通知を受けております。

なお、当該合計株数223,912株は、平成20年12月31日現在の対象者の発行済株式総数の約10.34%に相当します。

(2) 本公開買付けを実施する背景及び理由並びに本公開買付け成立後の経営方針

対象者は、大阪市の企図する関西活性化の拠点づくり、また対象者のライセンサーである米国法人ユニバーサル・スタジオ・インクの前身であるエムシーイー・インクによるユニバーサル・スタジオの海外展開計画の下、平成6年に大規模テーマパークの開発・建設のための企画及び調査等を目的にした大阪ユニバーサル企画株式会社として設立されました。対象者は、平成8年には米国法人エムシーイー・インク（現ユニバーサル・スタジオ・インク）との間にテーマパーク「ユニバーサル・スタジオ・ジャパン」の企画、建設及び運営に関する基本契約を締結し、かかる基本契約を受けて商号を「株式会社ユー・エス・ジェイ」に変更し、大阪市の第3セクタープロジェクトとして、平成13年3月末に大阪市此花区にテーマパーク「ユニバーサル・スタジオ・ジャパン」を開業しました。開業当初、同テーマパークは若年層を主要ターゲットに据え、ハリウッド映画をモチーフにスリルと興奮をテーマにしたエキサイティングなアトラクションを中心に提供しておりました。その後、開業効果の一巡や平成14年夏に続発した不祥事の影響などにより、対象者の業績が悪化したことを受けて、対象者は、平成16年6月にはテーマパーク事業において幅広い経験を有するガンペル氏を代表取締役社長として招聘し、本格的な事業の再構築への取り組みを始めました。その後、平成17年5月にゴールドマン・サックス・グループは、系列の投資会社であるクレインを通じて、日本政策投資銀行系列の投資事業組合とともに、対象者の第三者割当増資を引き受け（総額は約25,000百万円でクレインの引受額は約20,000百万円）、また、対象者に対する協調融資に参加し、社外取締役を派遣し、業績改善へ向けた対象者のパートナーとして経営陣と協働し、事業の再構築を図ることとなりました。

以上のような経緯を経て、対象者は、『ゲストの期待を上回る「感動とサービス」を提供することにより、エンターテインメント&レジャー業界におけるアジアのリーディングカンパニーを目指す』ことを事業ビジョンに、平成17年からは女性層やファミリー層を主要ターゲットとする新たなマーケティング戦略を展開しております。具体的には、日本及び世界各国から訪れるゲストにハリウッド映画やキャラクターを中心としたワールドクラスのファミリー・エンターテインメントと質の高いゲストサービスを提供し、乗り物や体験型のアトラクションのみならず、パレード、ショー、イベントの継続的な充実と新規導入を進めることにより、ゲストとの深い感情的なつながりを築きながらゲスト満足度の最大化を目指してまいりました。その結果、売上高、EBITDA（金利・税金支払前償却前利益）の改善、及びD/Eレシオ（借入金純資産倍率）の改善が果たされ、対象者は、平成19年3月には、東京証券取引所マザーズへ上場いたしました。なお、上記の第三者割当増資に際しては、増資後7年以内に対象者株式の株式公開が行えなかった場合、引受先に引き受けた全ての株式の買戻しを対象者に対して請求する権利が付与されており、対象者としては、このような買戻し請求権の行使の回避が対象者株式の株式公開の重要な目的の一つとなっております。

平成19年3月の上場以降、対象者は、引き続き、新規アトラクションの導入やシーズナル・イベントの強化をはじめとする集客施策や様々なマーケティング・営業施策に取組む一方、積極的なコスト効率化等を実施することにより、平成20年3月期は、増収増益を達成いたしました。

しかしながら、昨今の米国におけるサブプライムローン問題に端を発した世界的な金融不安や為替相場の変動は、实体经济にも重大な影響を及ぼし、従来からの雇用者所得の伸び悩みなどと相俟って、急速に消費者マインドが冷え込み、平成21年3月期第3四半期累計期間においては、平成19年3月にオープンした大型アトラクション導入直後の集客効果の反動、ゴールデン・ウィークの休日配置が前年に比べて不利であったこと、休日の悪天候に加え、円高による海外からの日本への観光客の減少、さらに景気の急速な悪化の影響等により、減収減益となっております。さらに、平成20年9月の米系大手金融機関の経営破たん等以降は、实体经济の悪化が更に加速し、消費者は底の見えない雇用不安、景気不安から防衛的消費行動を余儀なくされており、後記「第5 対象者の状況－4 その他(1)」に記載のとおり、対象者から平成21年1月30日に発表された業績予想の修正も、前回予想を下回るものとなっております。今後もこれらのトレンドの長期化に加えて、日本の少子化に伴う人口減少により、今後のテーマパーク事業の成長性に対して一層の下方圧力がかかるものと考えられ、中期的な将来の業績に対して負の影響を及ぼすことが懸念されます。

公開買付者は、このような環境下において対象者が中長期的な企業価値の向上を実現するためには、機動的かつ柔軟な体制のもと、女性層やファミリー層を主たるターゲットとして、引き続き満足度の高いエンターテ

インメントを提供し、ゲストサービスの質の一層の向上に努めるだけでなく、顧客の興味を常に刺激し魅力あるアトラクションやキャラクターの新規導入やリニューアルの投資拡充や、これらキャラクターを用いたパレード、ショー及び各種イベントの強化を通じてパークの魅力を高め一層の進化を図る必要があると考えております。

また、公開買付者は、若年層も含めたゲストの定着化を促進し、同時に関西地区や関西周辺地区以外の国内顧客やアジア地域を中心とした海外顧客に対するマーケティング・営業活動（中国を始めとするアジア地域での観光客の誘致に取り組む拠点の拡充等）を強化することで集客力を強化させる一方、小売や食品提供といった関連ビジネスへの展開を行っていくことが必要であると判断しております。更に、公開買付者は、パークの付加価値を高めながら、グッズ販売や飲食施設を充実させるとともにゲストのニーズを踏まえた料金体系の見直し等を図ることで、入場者の継続的な増大や販売単価の向上にも繋がるものと考えております。なお、公開買付者は、こうした取り組みは、対象者の成長のみならず、顧客の満足度を高めるとともに、パーク周辺地域の一層の発展にも寄与するものと考えております。

また、公開買付者は、対象者が現在行なっている事業自体についての有機的な成長を図っていくことに加え、更なる事業機会の拡大と成長を目指し、パーク周辺地域での飲食施設やリゾートホテルの運営、レジャー産業に隣接する関連ビジネスへの新規参入やパークの拡大、加えてアジア地域でエンターテインメントビジネスの新規参入等に関して、M&Aによる手法の機会を検討する可能性もあると考えております。

ゴールドマン・サックス・グループは、現在のようなクレインを通じた大株主としての協力関係に留まらず、戦略的パートナーシップを拡充させて更なる協働を進め、世界的な金融機関としてのグローバルなネットワークや各種リソースを活用し、関連ビジネスやアジア地域での展開に資するM&A支援を含め、必要なサポートを提供する等、対象者の企業価値の向上に努めて参る所存です。また、今回新たにスポンサーとして加わるM&BKは、日本、中国及び韓国の北アジア地域の三ヶ国に特化した投資活動を通じて、投資先企業の企業価値向上のノウハウを蓄積しており、対象者のアジア地域における事業拡大をはじめとした成長戦略遂行をサポートしていく予定です。

しかしながら、公開買付者は、上述のような中長期的な観点での企業価値の向上策や取り組みの実行には、必要に応じて本件買収ローンを提供する予定の金融機関とも協議をしながら、アトラクションの開発費用や設備投資、キャラクターの導入コスト、広告宣伝費等の相応の先行投資が必要で、これら先行投資は必ずしも当初の計画通りに収益に寄与するとは限らずリスクを伴うものであり、短期的に利益の変動性が高まり業績に悪影響を与える懸念があるほか、中長期の利益成長にも不確実性やリスクを伴い、短期的にも中長期的にも株主の期待に添えない可能性があると考えております。公開買付者は、関連ビジネスへの新規参入のためのM&Aを実行しても、成果が現れるまでには一定の時間を要し、期待通りの効果が得られるかどうかは不確実性があるため、同様に業績への影響が懸念されると考えております。また、公開買付者は、このような経営戦略は、結果を予測しにくく、経営環境の変化や個々の施策の成否を踏まえて機動的かつ柔軟に実行する必要があると考えております。

対象者は、株主への価値還元を重視しており、平成21年3月期以降の利益配分に関し、税引後当期純利益のほぼ100%を株主に還元することを目指す配当政策を打ち出しておりました。対象者の最近の決算実績では、税引後当期純利益を上回るキャッシュ・フローが生じる傾向にあります。剰余金の蓄積が限定的であるため、現状の配当政策を大きく上回る株主還元策をとりづらいつつ状況にあります。

公開買付者は、そうした中で、対象者が上場を維持したまま、上述のような先行投資の拡充（M&A、投資額の増加等）に取り組んだ場合、これらが投資リスクを伴うことに加えて、償却負担の増加が株主に還元可能な配当原資を圧迫し、その反面としてこのような株主への価値還元の施策が積極的な事業展開の阻害要因とならかねないものと考えております。

また、公開買付者は、中長期的な企業価値の更なる向上を実現するために、中長期的な業績に連動するインセンティブ・プランを経営陣や従業員に付与することは有効であると考えており、これまでの対象者の事業の再構築や成長を支えた一要因となっていると考えております。公開買付者は、今後、既存の役職員だけでなく、外部からの優秀なマネジメントを招聘する上でも、対象者を非公開化させ、リスクと不確実性を乗り越えて更なる成長を実現した場合に経済面でより一層役職員に報いることができるインセンティブ・プランとして、資本構成を再構築するなかで行使価格を再設定したストックオプションの導入等を検討しており、これらインセンティブ・プランを機動的かつ柔軟に構築し、運用していくことは、対象者の更なる企業価値の向上の一助になると考えております。

以上述べて参りました観点に鑑みて、ゴールドマン・サックス・グループは、対象者の代表取締役社長であるガンペル氏とともに慎重に検討を重ね、同氏と合意の上、昨今の急激な環境変化が対象者の事業に更なる悪影響を及ぼしかねず、このトレンドが当面継続すると見込まれる中、対象者の中長期的な視点に立った事業戦略を実行し、かかる戦略実行に伴い不可避免的に発生する上記のようなリスクを対象者の一般株主の皆様にかけて頂くことを回避するとともに、対象者の企業価値の更なる向上を実現するためには、対象者を非公開化した上で、対象者の株主をゴールドマン・サックス・グループ、対象者の代表取締役社長であるガンペル氏等少数に限定し、短期的な業績変動に左右されることなく機動的かつ柔軟な経営戦略の実現が可能となるマネジメント・バイアウトの手法による対象者の完全子会社化・非公開化が最善の方策であると判断いたしました。さらに、ゴールドマン・サックス・グループは、前述の通り、本取引の趣旨に賛同の上、出資スポンサーとしての協力が得られるパートナーと共同で本取引を進める可能性について検討し、複数の候補先と折衝した結果、MBK及びオウル・クリーク・インベストメンツから協力の申し出を得ることができました。

(i) ガンペル氏を含む本取引に関する当事者間の契約の概要

クレイン、MBK、オウル・クリーク・インベストメンツ及びガンペル氏（以下「本当事者」と総称します。）は、平成21年3月19日付でManagement Buyout Agreement及びShareholders Agreementをそれぞれ締結し、本取引の実行方法とその条件及び本取引完了後の対象者の経営体制等について合意しております（公開買付者も各契約に調印し、各契約の条件に従うことに合意しております。）。その概要は以下の通りです。

- ① クレイン及びオウル・クリーク・インベストメンツは、クレインが自ら所有する対象者株式及びオウル・クリーク・アセット・マネジメントが運営するファンドが所有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募するあるいは応募させる。
- ② ガンペル氏は、その保有する対象者の新株予約権及び株式（もしあれば）の全てについて本公開買付けに応募する。
- ③ クレインは約45,444百万円、MBKは約17,500百万円、オウル・クリーク・インベストメンツは約11,196百万円及びガンペル氏は約100百万円を公開買付者に出資して同社の普通株式を引き受ける。出資の時期については、クレイン、MBK及びオウル・クリーク・インベストメンツは公開買付期間終了後から決済の開始日の前日までとし、ガンペル氏は本公開買付けの決済後遅滞なくとする。
- ④ 上記③の出資の完了後における公開買付者の普通株式の発行済株式総数は1,000,005株とし、本当事者が保有する公開買付者の普通株式数は、クレインが612,133株（公開買付者の発行済株式総数の約61.21%）、MBKが235,722株（同約23.57%）、オウル・クリーク・インベストメンツが150,803株（同約15.08%）及びガンペル氏が1,347株（同約0.13%）とする。
- ⑤ 上記③の出資の完了後速やかに、公開買付けの決済完了を条件に、本当事者は、公開買付者の取締役及び代表取締役を選任及び選定する。公開買付者の取締役は合計7名とし、ガンペル氏は2名の常勤取締役（そのうち1名はガンペル氏）の指名・解任権を有し、クレインとMBKは各2名の社外取締役の指名・解任権を有し、オウル・クリーク・インベストメンツは1名の社外取締役の指名・解任権を有する。公開買付者の代表取締役にはガンペル氏が就任する（ただし、後述の新マネジメントサービス契約が終了した場合、ガンペル氏は公開買付者の代表取締役を辞任し、後任の代表取締役は、クレイン、MBK及びオウル・クリーク・インベストメンツが指名したその時点における取締役5名中4名の同意により指名される）。

この場合、公開買付者の経営に関する事項は、原則として、法定の手續に従い、公開買付者の株主総会及び取締役会で決定される。ただし、公開買付者の株主総会における付議事項は、全て公開買付者の取締役会により提案され、本当事者はこれに賛成するよう議決権を行使するものとし株主による提案は行われぬ。また、公開買付者を当事者とする合併その他の組織再編、公開買付者の資産・事業の全部又は一部の売却、剰余金の配当等、解散・破産手續その他類似の倒産手續の開始の申立て、公開買付者

の株式の発行・取得、定款の変更、合併後の公開買付者（対象者が公開買付者に吸収合併され、公開買付者が存続会社となる場合）の年度予算の承認・変更等に関しては、原則として、クレイン、MBK及びオウル・クリーク・インベストメンツが指名したその時点における取締役5名中4名の同意を要する。

- ⑥ 後述の「(4) 本公開買付け成立後の組織再編等の方針」に従い、公開買付者による対象者の完全子会社化を実施する。また、対象者の完全子会社化の完了後、対象者と公開買付者との合併を行なうかについて本当事者による検討を行う。
- ⑦ 本公開買付けの終了後から対象者の完全子会社化の完了までに、対象者の同意が得られることを条件として、本当事者は、対象者が、公開買付けの完了後に開催する予定の定時株主総会において、クレイン及びMBKが指名する個人各2名、オウル・クリーク・インベストメンツが指名する個人1名を社外取締役を選任するよう合理的な最善の努力を尽くす。
- ⑧ 公開買付者による対象者の完全子会社化の完了後、対象者の取締役は合計7名とする。ガンペル氏は2名の常勤取締役（そのうち1名はガンペル氏）の指名・解任権を有し、クレインとMBKは各2名の社外取締役の指名・解任権を有し、オウル・クリーク・インベストメンツは1名の社外取締役の指名・解任権を有する。対象者の代表取締役は引き続きガンペル氏が就任する（ただし、後述の新マネジメントサービス契約が終了した場合、ガンペル氏は対象者の代表取締役を辞任し、後任の代表取締役は、クレイン、MBK及びオウル・クリーク・インベストメンツが指名したその時点における取締役5名中4名の同意により指名される）。

この場合、対象者の経営に関する事項は、原則として、法定の手続に従い、対象者の株主総会及び取締役会で決定される。ただし、対象者の株主総会における付議事項は、全て対象者の取締役会により提案され、株主である公開買付者はこれに賛成するよう議決権を行使するものとし株主による提案は行われない。また、対象者を当事者とする合併その他の組織再編、対象者の資産・事業の全部又は実質的な全ての売却、剰余金の配当等、解散・破産手続その他類似の倒産手続の開始の申立て、対象者の株式の発行・取得、定款の変更、対象者の年度予算の承認・変更等に関しては、原則として、クレイン、MBK及びオウル・クリーク・インベストメンツが指名したその時点における取締役5名中4名の同意を要する。

- ⑨ クレイン、MBK及びオウル・クリーク・インベストメンツは、公開買付者の発行済普通株式総数の5%以上の普通株式を保有する場合、対象者（但し、対象者の完全子会社化が完了した後に限る。）及び公開買付者に対して、月次、四半期及び年次の財務書類、年次予算、その他一定の範囲の経営情報の提供を請求する権利を有する。
- ⑩ (a)本当事者は、公開買付者の取締役会の承認（一定の譲渡等についてはクレイン、MBK及びオウル・クリーク・インベストメンツが指名したその時点における取締役5名中4名の同意を要する。）を得て、その保有する公開買付者の株式の譲渡、担保設定、その他の処分（以下「譲渡等」という。）を行なうことができる（本件買取ローンを提供する金融機関のために公開買付者の株式について担保設定を行う場合等については、本当事者は公開買付者の取締役会においてその株式の譲渡等を承認させる。）。また、(b)本当事者は、公開買付者の発行済普通株式総数の10%以上の普通株式を保有する場合、他の本当事者による公開買付者の株式の譲渡等に関して先買権（ファースト・リフューザル・ライト）を持ち、(c)本当事者は、他の本当事者による公開買付者の株式の譲渡等（ただし、オウル・クリーク・インベストメンツによる譲渡等その他所定の例外を除く。）に関して、持株数に応じて、同一条件での共同売却を請求する権利（タグ・アロング・ライト）を持つ。
- ⑪ 対象者の完全子会社化が完了した後、公開買付者は、ガンペル氏以外の対象者の経営陣、従業員等に対して公開買付者の発行するストックオプション（新株予約権）を用いたインセンティブ・プランを導入する。付与されるストックオプション（新株予約権）の目的となる公開買付者の株式数は、公開買付

者の完全希薄化後ベースの株式数の2%を上限とする。

⑫ 対象者の完全子会社化の手続きの中で、対象者の対象者普通株式の全部取得が完了した時点で、ガンペル氏と対象者との間で、以下の内容を含む新たなマネジメントサービス契約（以下「新マネジメントサービス契約」という。）を締結する（なお、ガンペル氏と対象者との間の現行のマネジメントサービス契約（以下「現行マネジメントサービス契約」という。）（注6）は、平成21年6月30日に契約期間が満了する予定であるが、本公開買付けが成立することを条件に、対象者の完全子会社化の手続の中で、対象者による対象者普通株式の全部取得が完了するまでの期間について、当該契約に規定された条件に従い継続し、当該契約に基づく報酬等の支払いも当該契約に規定された条件に従い継続される予定である。）。

(A) ガンペル氏は、新マネジメントサービス契約締結日から5年間、対象者（対象者と公開買付者が合併した場合には、その存続会社）の代表取締役社長（CEO）としてその経営にあたる。（なお、契約上は、新マネジメントサービス契約締結日から1年間が経過した後、ガンペル氏は正当な理由がない場合であっても90日間の事前予告を行ない退職する権利を有するが、かかる契約上の権利の有無にかかわらず、ガンペル氏は特段の事情のない限り5年間継続して対象者の経営の任にあたることが期待されており、ガンペル氏もこれを了解している。）ガンペル氏がかかる役職に就いた場合、対象者と同氏との間の現行マネジメントサービス契約に定める報酬の内容・条件との均衡も考慮した上、同氏の将来の職務遂行に対する報酬として、以下の内容の報酬を支払う。

(B) 対象者はガンペル氏に対して新マネジメントサービス契約締結日の1年後及び2年後の応当日に各150百万円（合計300百万円）の契約金を支払う。

(C) 対象者はガンペル氏に対して年額120百万円の基本報酬（月ごとの均等額による支払い）を支払う。

(D) 対象者はガンペル氏に対して現行マネジメントサービス契約に基づく「業績連動型報酬」の支払債務のうち未払い額（もし、あれば）を支払う。

(E) 対象者はガンペル氏に対して現行マネジメントサービス契約に規定された「純利益報酬」（純利益の達成状況に応じて支払われる一定額の報酬）及び「EBITDA報酬」（目標EBITDAの達成状況に応じた報酬）に準じて、対象者の経営成績によりその金額が変動する報酬を支給する。

(F) 対象者が、下記(H)記載のストックオプション（新株予約権）が失効するまでに剰余金の配当等を行った場合には、対象者はガンペル氏に対して、新マネジメントサービス契約に基づき、ガンペル氏とその保有するストックオプション（新株予約権）を行使したと仮定した場合に受領できる配当等に相当する金額の特別報酬を支払う。

(G) 対象者はガンペル氏に対して、現行マネジメントサービス契約に規定されたその他の福利厚生措置（住居費、旅費等の海外赴任手当、福利厚生費、税務均衡措置手当、退職手当その他の手当等）を同様に適用する。

(H) 新マネジメントサービス契約締結時又は締結後遅滞なく、対象者はガンペル氏に対して、(a)対象者の株式（対象者が公開買付者に吸収合併された場合、その存続会社である公開買付者の完全希薄化後ベースの2.50%の株式に相当）を目的とする行使価額1円のストックオプション（新株予約権）

（そのうち40%は新マネジメントサービス契約締結日の1年後の応当日に権利が確定し、残り60%は新マネジメントサービス契約締結日の2年後の応当日に権利が確定するが、行使日については、

(i) 新マネジメントサービス契約締結日の6年後の応当日、(ii) 対象者株式の株式公開後にガンペル氏が退職した日、又は(iii) 対象者の支配権の変更その他所定の事由が生じた日のいずれか早い日が到来するまで行使できない。）、及び、(b)対象者の株式（対象者が公開買付者に吸収合併され

た場合、その存続会社である公開買付者の完全希薄化後ベースの5.00%の株式に相当)を目的とし、本公開買付けの買付価格(対象者が公開買付者に吸収合併された場合、公開買付期間終了後から決済の開始日までにクレイン、MBK及びオウル・クリーク・インベストメンツが行う予定の公開買付者への出資における1株当たりの払込金額と同額)を行使価額とするストックオプション(新株予約権)(新マネジメントサービス契約締結日の1年後、2年後、3年後、4年後、5年後の応当日に権利が確定し各々5分の1(20%)ずつ行使可能となる。)を付与する。

(I) なお、上記(H)においてガンペル氏に付与されるストックオプション(新株予約権)は、同氏が権利行使可能期間の開始前に対象者(対象者と公開買付者が合併した場合には、その存続会社)の代表取締役社長(CEO)を辞任した場合、又は対象者が正当な理由をもってガンペル氏をかかえる地位から解任した場合、失効する。

(J) ガンペル氏が新マネジメントサービス契約及びShareholders Agreementの締結に関連して支出した費用については、新マネジメントサービス契約に基づき、対象者がガンペル氏に対し、15万USDを上限として償還する。

(注6) ガンペル氏と対象者との間の現行マネジメントサービス契約の概要については、対象者が平成20年6月26日に提出した有価証券報告書及び平成20年7月28日に提出したその有価証券報告書の訂正報告書の「経営上の重要な契約等」欄をご参照下さい。

(ii) 融資に関し締結を予定している契約の概要

更に、公開買付者は、本公開買付けの開始日以降、遅滞なく、後述の「8 買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」の「③ 届出日以後に借入れを予定している資金」欄に記載の金融機関から構成されるシンジケート団との間で融資契約を締結し、この融資契約に基づき合計で最大75,000百万円を借り入れること(以下「本件買収ローン」といいます。)を予定しております。本件買収ローンは、25,500百万円の貸付限度額を規定したタームローンAと49,500百万円の貸付限度額を規定したタームローンBからなり、(A)返済条件については、タームローンAが最終償還期限を平成26年3月とする分割返済、タームローンBが最終償還期限である平成26年3月の期限一括返済を予定し、また、(B)金利条件については、タームローンA及びタームローンBともに全銀協日本円TIBORに基づく変動利率ですが、タームローンAとタームローンBとは異なる金利条件となる予定です。

公開買付者は、本公開買付けが成立した場合において、上記の融資契約に基づき、上記の金融機関から、①本公開買付けの決済の開始日の前日までに本公開買付けの決済資金の一部として第1回貸付けの実行を受け(なお、前述の通り、本公開買付けに係る決済に要する資金を調達するため、公開買付者は、別途第三者割当増資により約74,140百万円を調達することを予定しております。)、②対象者の既存の借入金の返済に充当する資金として約31,500百万円の第2回貸付けの実行を受け、さらに、③後述の「(4) 本公開買付け成立後の組織再編等の方針」に従い対象者の完全子会社化を実施する際に、対象者株主に対して交付する資金として第3回貸付けの実行を受けることを予定しております(第1回貸付けと第3回貸付けの貸付金額は合計で約43,500百万円となる予定です。)

本件買収ローンに関し、公開買付者は所定のコミットメントフィーその他通常シンジケートローンで借主が負担する各種フィー及び費用の支払義務を負うほか、本件買収ローンに関する融資契約では、シンジケートローンで通常規定される貸出実行条件、財務制限条項等の契約条件を規定することが予定されています。

さらに、本件買収ローンについては、公開買付者の株式並びに公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者株式及びその後下記「(4) 本公開買付け成立後の組織再編等の方針」記載の方法により対象者を公開買付者の完全子会社とすることに伴い取得する対象者株式を本件買収ローンの担保に供することに加え、対象者が公開買付者の完全子会社となった後、対象者が本件買収ローンの連帯保証人となり、また対象者の資産のうち担保設定の対象としての適格性を有するものを本件買収ローンの担保に供する予定です。

公開買付者は本公開買付けの開始に先立ち、上記の金融機関との間で、本件買収ローンに関する基本条件について合意しており、公開買付届出書に添付されたとおりの融資証明書を上記の各金融機関から取得

しております。

なお、対象者は、ビベンディ・ユニバーサル・エンターテイメント・エルエルエルピー及びその関係会社（以下「ユニバーサル当事者」と総称します。）から、対象者のテーマパークである「ユニバーサル・スタジオ・ジャパン」の企画、建設及び運営に関連する商号、マーク、キャラクター等の知的財産に関する非独占的ライセンスの供与を受けておりますが、ユニバーサル当事者との間で締結しているライセンス契約において、本件買収ローンに関連する（対象者を完全子会社化した後の）対象者の資産上への担保設定等につき、契約の相手方の同意を取得することが必要とされております。本公開買付けの開始に先立ち、公開買付者は、対象者の協力を得てビベンディ・ユニバーサル・エンターテイメント・エルエルエルピーとの間で予備折衝を行い、その結果既にビベンディ・ユニバーサル・エンターテイメント・エルエルエルピーから同意することに問題はない旨の非公式な内諾を得ておりますが、今後正式の同意が可及的速やかに得られるよう努めていく所存です。

(3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び対象者は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除、及び利益相反の回避の観点から、以下のように本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置を実施しました（なお、以下の記述中の対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。）。

公開買付者は、対象者の普通株式の買付価格について、対象者の普通株式の市場価格、財務状況及び将来収益等の諸要素を総合的に勘案し、株式価値を算定しました。公開買付者は、採用すべき算定手法を検討の上、市場株価平均法及びディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行いました。その上で、公開買付者は、ガンペル氏、アンクル サフ氏、加笠研一郎氏（注7）及び高橋一浩氏を除く対象者の取締役らとの間で複数回にわたり行われた協議・交渉の結果や、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの見通し、MBOの一環として行われた公開買付けの過去事例におけるプレミアム水準についての分析（金融・マーケット環境や各対象者の財務状況及び収益予想等を考慮した分析）、対象者の普通株式の市場価格の推移とその間の金融・マーケット環境の変化等を踏まえ、既存株主に対しては、現在の金融・マーケット環境や対象者のファンダメンタルズが反映された対象者の普通株式の市場価格に適切なプレミアムを付した買付価格を提示することが相当であると判断し、平成21年3月19日に普通株式の買付価格を1株当たり50,000円とすることを決定いたしました。

なお、本公開買付けにかかる公開買付者の取締役会決議日の前日である平成21年3月18日に対象者の非公開化に関する報道等があり、同日の株価が上昇したことを踏まえ、平成21年3月17日を基準として、普通株式の買付価格の市場株価に対するプレミアムを掲げると、普通株式の買付価格は、本公開買付けにかかる公開買付者の取締役会決議日の前々日である平成21年3月17日の東京証券取引所マザーズ市場における対象者株式の終値38,900円に対しては約28.53%（小数点以下第三位四捨五入）、平成21年3月17日から遡る過去1ヶ月間の終値の単純平均値38,410円（小数点以下を四捨五入しており、以下、市場株価の終値の単純平均値の算出にあたっては同様です。）に対しては約30.17%（小数点以下第三位四捨五入）、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値37,424円に対しては約33.60%（小数点以下第三位四捨五入）、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値40,089円に対しては約24.72%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた価格であります。なお、東京証券取引所マザーズ市場における対象者株式の終値は、平成21年1月9日に34,650円であったのに対して、対象者の非公開化に関する平成21年1月13日の報道等の要因により同年1月23日には44,200円となった後、下落傾向に転じ、前回予想を下回る業績予想の修正等の要因も加わり、同年2月12日には33,800円となりました。その後、上昇傾向に転じて、同年3月5日に41,300円となった後、上下変動を経て、平成21年3月17日の対象者株式の終値は38,900円となっておりますが、これに当該報道等の要因がどの程度織り込まれているのかは必ずしも定かではありません。参考までに報道された日の前営業日である平成21年1月9日から遡る過去3ヶ月間の東京証券取引所マザーズ市場における対象者株式の終値の単純平均値36,848円に対するプレミアムを掲げると約35.69%（小数点以下第三位四捨五入）となります。さらに参考までに対象者が前回予想を下回る業績予想の修正を公表した平成21年1月30日から遡る過去3ヶ月間の東京証券取引所マザーズ市場における対象者株式の終値の単純平均値35,696円に対するプレミアムを掲げると約40.07%（小数点以下第三位四

捨五入)となります。また、普通株式の買付価格は、平成20年12月31日現在における対象者の1株あたり純資産額23,716.30円の約2.11倍(小数点以下第三位四捨五入)であります。

(注7) 加笠研一郎は、平成20年11月30日付で、対象者の社外取締役を退任しております。

なお、本公開買付けの対象となる本新株予約権は、全て対象者の役員又は従業員に対するストックオプションとして発行されたものであります。これらのうち、新株予約権Aについては、①新株予約権者が権利行使時において対象者の取締役又は従業員の地位にあることを要する等の行使条件が付されておらず、かつ行使期間が既に開始しており、②譲渡による新株予約権Aの取得については対象者の取締役会の決議による承認を要するものとされていますがこのような対象者の取締役会の決議による承認が得られれば、公開買付者は、本公開買付けにより新株予約権Aを買付けた後これを行って行使して対象者の普通株式を取得することができることから、新株予約権Aの買付価格を1個当たり普通株式の買付価格50,000円と新株予約権Aの行使価額22,500円との差額である27,500円と決定いたしました。

他方、新株予約権Bないし新株予約権Fについては、①新株予約権者が権利行使時において対象者の取締役又は従業員の地位にあることを要する等の行使条件が付され、②譲渡による当該新株予約権の取得については対象者の取締役会の決議による承認を要するものとされており、公開買付者は、本公開買付けにより当該新株予約権を買付けたとしても、これを行って行使できないと解されることから、当該新株予約権の買付価格は1個当たり1円と決定しております。

なお、ゴールドマン・サックス・グループ及びガンペル氏は、平成20年11月17日に、ガンペル氏、アンクルサフ氏、加笠研一郎氏及び高橋一浩氏を除く対象者の取締役らに対して、本公開買付けを含む本取引と実質的に同様の取引を行う目的と、その内容について説明をした上で、本公開買付けを含む本取引と実質的に同様の取引の実行を提案しました。

対象者の取締役会は、公開買付者による本公開買付けの提案を検討するにあたっては、財務アドバイザーとして、対象者及び公開買付者から独立した第三者機関である大和証券エスエムビーシー株式会社(以下「大和証券SMB C」といいます。)を選任し、本公開買付けに関する包括的な助言及び対象者の株式価値の算定を依頼するとともに、また、対象者及び公開買付者から独立したリーガルアドバイザーである西村あさひ法律事務所(以下「西村あさひ」といいます。)の助言を受けました。

大和証券SMB Cは、対象者の株式価値算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、対象者の取締役会から事業の現状及び将来の事業計画等について資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて対象者の株式価値を算定しました。そして、対象者の取締役会は、平成21年3月18日に、大和証券SMB Cから、対象者普通株式に係る株式価値算定書を取得するとともに、一定の前提の下に本公開買付けにおける買付価格が財務の見地から対象者株主にとって妥当である旨の意見書を取得しました(注8)。大和証券SMB Cは、対象者の株式価値を算定するに際して、対象者が提出した事業計画(注9)等に基づき、対象者が継続企業であるとの前提の下、多面的に評価することが適切であると考え、DCF法及び市場株価法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行いました。株式価値算定書においては、DCF法では47,440円から69,268円、市場株価法では38,115円から39,132円が、対象者の1株あたりの株式価値の算定結果として報告されています(なお、市場株価法では、平成21年3月16日を基準日として、東京証券取引所マザーズにおける対象者の1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間における出来高加重平均株価(VWAP)(それぞれ、38,290円、38,115円及び39,132円)を基に、1株当たりの株式価値の範囲を算定しております。)。また、株式価値算定書においては、市場株価法に基づく算定結果の補完的な位置付けとして、類似会社比較法による対象者1株あたりの株式価値の試算結果(41,960円から64,474円)が参考値として報告されています。

(注8) 大和証券SMB Cは、上記の株式価値算定書及び意見書を作成するにあたり、①対象者が提供した事業計画の財務数値その他の情報の正確性及び十分性、②事業計画が将来の財務業績に関する対象者取締役会の最善の予測及び判断に基づいて合理的に、かつ、適正な手続に従って作成されたこと、③事業計画記載の収益目標数値等が各年毎に計画通り実現すること等を前提としており、その内容等に関する独自の検証は一切行っておりません。株式価値算定書及び意見書は、対象者取締役会が公開買付者による本公開買付けの提案を検討するための参考資料とする目的に限定して作成されており、大和証券SMB Cとして、対象者株主及び本新株予約権の保有者に対し本公開買付けに応募すること又は

本取引に関連する何らかの議決権の行使の推奨を行うものではありません。なお、大和証券SMB Cは、財務アドバイザーとしての対象者に対する役務提供に関し、本公開買付けの成立を条件とする手数料の受領を含む内容のアドバイザー業務契約を対象者との間で締結しております。

(注9) 対象者が平成21年1月13日に取締役会で承認し、大和証券SMB Cによる対象者の株式価値算定にあたり対象者のスタンドアロン・ベースでの将来の事業計画として大和証券SMB Cへ提出をした中期経営計画(3ヵ年計画)は、初年度(平成22年3月期)における売上高が697億円、EBITDAが202億円、営業利益が100億円、経常利益が93億円であり、2年目(平成23年3月期)における売上高が704億円、EBITDAが205億円、営業利益が114億円、経常利益が101億円であり、3年目(平成24年3月期)における売上高が719億円、EBITDAが209億円、営業利益が118億円、経常利益が107億円となっております。なお、対象者は、平成21年1月30日に東京証券取引所において、「平成21年3月期 第3四半期決算短信(非連結)」を公表し、その中で平成20年10月30日に発表した平成21年3月期(平成20年4月1日から平成21年3月31日)の業績予想を修正しておりますが、当該修正後の業績予想ベースでのEBITDAの予想数値は195億円であります。また、対象者は平成21年3月11日には同中期経営計画の平成22年3月期とほぼ同等の水準での来年度(平成22年3月期)の単年度予算を策定し取締役会で承認しております。

また、平成20年11月25日、対象者取締役会は、本公開買付けの公正さを確保し、本取引の透明性及び客観性を高めるために、公開買付者及び対象者から独立性のある社外監査役3名から構成される特別委員会を設置し、かかる特別委員会に対し、対象者取締役会が本公開買付けに対して意見表明を行うに当たり、少数株主の利益保護の観点から、本公開買付けの買付条件(買付価格を含みます。)の妥当性及び一連の手続の公正性を確保するため、対象者取締役会に対して意見を提出することを委嘱する決議を行いました。特別委員会の委員として、対象者の社外監査役である長谷次雄氏(委員長、日亜鋼業株式会社監査役、公認会計士)、小路貴志氏(小路公認会計士事務所代表、公認会計士)及び金井美智子氏(弁護士法人大江橋法律事務所の社員弁護士)の3名を選定しました。

特別委員会は、平成20年11月25日より、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同することの是非及び本公開買付けの買付条件(買付価格を含みます。)の妥当性及び一連の手続の公正性の検討を開始しました。特別委員会は、複数回にわたって開催され、上記の諮問事項についての審議を行うとともに、対象者の取締役会の財務アドバイザーである大和証券SMB Cから対象者の株式価値算定書の内容について説明を受け、大和証券SMB Cとの間で質疑応答を行いました。それとともに、上記の諮問事項にかかる答申書の作成その他必要な事項に関し、北浜法律事務所・外国法共同事業より助言を得ました。特別委員会は、これらの結果を踏まえつつ諮問事項につき慎重に検討した結果、平成21年3月18日に、対象者の取締役会に対して、本公開買付けの買付条件(買付価格を含みます。)は妥当であり、本公開買付けに対して対象者の取締役会が賛同意見を表明することも妥当である旨の答申を行うことを委員全員の一致で決議しました。

対象者の取締役会は、特別委員会から、本公開買付けに対して対象者の取締役会が賛同意見を表明することは妥当である旨の答申を受け、財務アドバイザーである大和証券SMB Cから平成21年3月18日付で取得した株式価値算定書及び一定の前提の下に本公開買付けにおける買付価格が財務的見地から対象者株主にとって妥当である旨の意見書、並びにリーガルアドバイザーである西村あさひからの助言を踏まえて、特別委員会の答申の内容及び本公開買付けを含む本取引に関する諸条件について慎重に検討した結果、マネジメント・バイアウトの手法により対象者を完全子会社化し、対象者株式を非公開化したうえで、前述の、ゴールドマン・サックス・グループから提案されているような事業戦略を遂行することが、対象者の中長期的な企業価値を向上させるために有効な方策であるとの結論に至りました。また、本公開買付けにおける対象者の株券に係る買付価格及び諸条件は対象者の株主にとって妥当であり、本公開買付けは対象者の株主に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断しました。以上から、平成21年3月19日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同すると共に、対象者の株主に対し本公開買付けへの応募を勧める旨の決議を行うことと致しました。

一方、対象者は、本新株予約権については、財務アドバイザーに価値の算定又は買付価格の妥当性に関する意見書を依頼しておらず、対象者の取締役会は、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者の皆様のご判断に委ねる旨の決議を行うに至りました。

なお、本取引に関連して開催された対象者の取締役会においては、本取引において公開買付者に対して出資

することを予定している対象者の代表取締役社長であるガンペル氏、公開買付者に100%間接出資しているゴールドマン・サックスの子会社であるゴールドマン・サックス証券株式会社の職員であり公開買付者の代表取締役であるアンクル サフ氏、ゴールドマン・サックス証券株式会社の職員であった加笠研一郎氏、及びゴールドマン・サックス・グループと共同で本取引を進める可能性について協議するとともに公開買付者に対して本件買収ローンを提供することを予定している日本政策投資銀行の職員である高橋一浩氏は、何れも本件取引について特別の利害関係を有すること又は特別の利害関係を有するおそれがあることに鑑みて、特別委員会に対する諮問決議を含む、本取引に関する全ての決議について、その審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉には参加しておりません。

他方、本公開買付けに賛同する旨の決議を行った平成21年3月19日開催に係る取締役会決議を含む本取引に関連する決議の行われた全ての対象者取締役会には、ガンペル氏、アンクル サフ氏、加笠研一郎氏及び高橋一浩氏以外の対象者の取締役全員が出席し、出席取締役の全員一致で決議が行われております。さらに、対象者の監査役は、いずれも対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております（なお、金井監査役は平成21年3月19日開催に係る取締役会に欠席しておりますが、金井監査役も当該取締役会に出席した3名の監査役と同様の意見であることを確認しております。）。

さらに、公開買付者は、本公開買付けの公開買付期間を比較的長期間である40営業日に設定することにより、対象者株式について、第三者による買付けの機会を確保しています。また、公開買付者と対象者は、公開買付者以外の対抗買付者が実際に出現した場合に、当該対抗者が対象者との間で接触等を行うことを過度に制限するような内容の合意は行っておりません。

なお、公開買付者は、前述のManagement Buyout Agreementに基づき所有する対象者株券等の全てを応募する予定のクレイン、オウル・クリーク・アセット・マネジメントが運営する4つの投資ファンド及びガンペル氏、並びにその所有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約を公開買付者と締結している日本政策投資銀行以外の株主等が所有する対象者株券等の数（対象者の潜在株券等考慮後株式数2,228,119株から、クレインが所有する普通株式888,890株、オウル・クリーク・アセット・マネジメントが運営する4つの投資ファンドが所有する普通株式223,912株、ガンペル氏が保有する新株予約権A35,026個の目的である普通株式35,026株及び日本政策投資銀行が所有する普通株式222,222株の合計数である1,370,050株を控除した858,069株）の過半数に相当する429,035株以上の応募があつてはじめて本公開買付けが成立するようにするため、クレイン、オウル・クリーク・アセット・マネジメントが運営する4つの投資ファンド、ガンペル氏及び日本政策投資銀行が応募予定の株券等と合わせて1,799,085株以上の応募があることを本公開買付けの成立の条件とし、買付予定数の下限を1,799,085株と定めております。なお、公開買付者が本公開買付けにより買付予定数の下限以上の株券等を取得した場合、本公開買付け終了後において公開買付者の対象者に対する株券等所有割合は80.74%以上となる予定です。このように、公開買付者は、公開買付者に出資を予定しかつ所有する対象者株券等の全てを応募することを予定している者及びその所有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約を公開買付者と締結している日本政策投資銀行以外の過半数の株主の賛同が得られない場合には本取引を行わないこととし、対象者の株主の意思を重視しております。

(4) 本公開買付け成立後の組織再編等の方針

本公開買付けが成立した場合、公開買付者は、対象者に対する株券等所有割合が80.74%以上の株式を取得することになりますが、本公開買付けにおいて対象者の全株式を取得できなかった場合には、より効率的かつ機動的に経営改革を行うため、本公開買付け終了後に以下に述べる方法により、対象者の完全子会社化を実施することを予定しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後に、公開買付者は、①対象者において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、対象者を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うこと、及び③対象者の当該普通株式の全部取得と引き換えに別の種類の対象者株式を交付すること（ただし、別の種類の株式について上場申請は行わない予定です。）、以上①ないし③を付議議案に含む株主総会及び上記②の定款変更を付議議案に含む対象者の普通株主による種類株主総会の開催を対象者に要請する予定です。なお、公開買付者は、上記の株主総会及び種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記の各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全

て対象者に取得されることとなり、対象者の株主には当該取得の対価として別の種類の対象者株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該対象者株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、法令の手に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該対象者株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該対象者株式の売却の結果、当該株主に交付される金銭の額については、特段の事情がない限り、本公開買付けの買付価格を基準として算定する予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は、公開買付届出書の提出日現在未定であります。対象者が、公開買付け者がその発行済普通株式総数の100%を所有する完全子会社となるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主に対し交付しなければならない対象者株式の数が1株に満たない端数となるよう決定する予定です。上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、(a)少数株主の権利保護を目的として会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる権利を有しており、また、(b)同様の趣旨に基づき、全部取得条項が付された普通株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申し立てを行うことができます。これらの(a)又は(b)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付けの買付価格とは異なることがあります。これらの方法による請求又は申し立てを行うにあたっては、その必要手続等に関して株主各位において自らの責任において確認され、ご判断頂くこととなります。

なお、本公開買付けは、上記株主総会及び種類株主総会における対象者の株主の賛同を勧誘するものではありません。また、上記の各手続における税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認頂きますよう、お願いいたします。

また、上記方法については、本公開買付け後の公開買付け者の株券等所有割合、公開買付け者以外の対象者株主の対象者の株式の保有状況又は関係法令についての当局の解釈等の状況等によっては、それと同等の効果を有する他の方法を実施し、また、実施に時間を要する可能性があります。ただし、その場合でも公開買付け者以外の対象者株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法により完全子会社化を実施することを予定しております。この場合における当該対象者株主に交付する金銭の額についても、特段の事情がない限り、本公開買付けの買付価格を基準として算定する予定です。以上の場合における具体的な手続については、対象者と協議の上、決定次第、速やかに公表します。

本新株予約権については、本公開買付けが成立したものの、対象者の本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、公開買付け者は、対象者に対し本新株予約権を消滅させるために必要な手続を行うことを要請する予定です。

なお、対象者は、平成21年3月19日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に平成21年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対する剰余金の配当を行わないことを決議しております。また、対象者は、平成21年3月19日開催の取締役会において、公開買付けが成立することを条件に平成21年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対する株主優待をもって株主優待制度は廃止とすることを決議しております。なお、平成21年3月31日以前に本公開買付けに応募された場合でも、本公開買付けが成立するまでは株主名簿上の株主名義が変更されることはありませんので、本公開買付けに応募された株主の方で平成21年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された方についても、同日を基準日とする株主優待の対象となります。

(5) 上場廃止となる見込みがある旨及びその理由

公開買付け者は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果、対象者の株券は、東京証券取引所の株券上場廃止基準に該当した場合に、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、上記「(4) 本公開買付け成立後の組織再編等の方針」に記載の通り、公開買付け者は、適用ある法令に従い、対象者の完全子会社化を実施することを予定していますので、その場合には対象者の普通株式は上場廃止になります。上場廃止後は、対象者の株券を東京証券取引所において取引することはできなくなります。

4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1)【買付け等の期間】

①【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成21年3月23日（月曜日）から平成21年5月21日（木曜日）まで（40営業日）
公告日	平成21年3月23日（月曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス (http://info.edinet-fsa.go.jp/)

②【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

③【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2)【買付け等の価格】

株券	1株につき金50,000円
新株予約権証券	新株予約権A 1個につき金27,500円 新株予約権B 1個につき金1円 新株予約権C 1個につき金1円 新株予約権D 1個につき金1円 新株予約権E 1個につき金1円 新株予約権F 1個につき金1円
新株予約権付社債券	—
株券等信託受益証券 ()	—
株券等預託証券 ()	—
算定の基礎	<p>(1) 普通株式</p> <p>公開買付者は、対象者の普通株式の買付価格の決定に当たり、対象者の普通株式の市場価格、財務状況及び将来収益等の諸要素を総合的に勘案し、株式価値を算定しました。公開買付者は、採用すべき算定手法を検討の上、市場株価平均法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行いました。株式価値算定における各手法による対象者株式価値の算定結果は以下のとおりです。</p> <p>① 市場株価平均法では、平成21年3月17日を基準日として、東京証券取引所マザーズにおける対象者株式の終値の1ヶ月平均（38,410円）及び3ヶ月平均（37,424円）並びに基準日の株価終値（38,900円）を基に、1株当たりの株式価値の範囲を37,424円から38,900円までと算定しております。</p> <p>② DCF法では、対象者の収益予測や設備投資計画等の諸要素を前提とし、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を評価し、1株当たりの理論株式価値の範囲を37,301円から53,603円までと算定しています。</p>

公開買付者は、これらの算定結果を基に、各評価手法を比較検討し、買付価格の決定にあたっては、市場株価平均法に加え、DCF法による株式価値評価を考慮すべきと判断しました。公開買付者は、ガンベル氏、アンクル サフ氏、加笠研一郎氏

(注) 及び高橋一浩氏を除く対象者の取締役らとの間で複数回にわたり行われた協議・交渉の結果や、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、及び本公開買付けの見通し、マネジメント・バイアウトの一環として行われた公開買付けの過去事例におけるプレミアム水準についての分析(金融・マーケット環境や各対象者の財務状況及び収益予想等を考慮した分析)、対象者の普通株式の市場価格の推移とその間の金融・マーケット環境の変化等も踏まえ、既存株主に対しては、現在の金融・マーケット環境や対象者のファンダメンタルズが反映された対象者の普通株式の市場価格に適切なプレミアムを付した買付価格を提示することが相当であると判断し、平成21年3月19日に、普通株式の買付価格を1株当たり50,000円とすることを決定いたしました。

なお、本公開買付けにかかる公開買付者の取締役会決議日の前日である平成21年3月18日に対象者の非公開化に関する報道等があり、同日の株価が上昇したことを踏まえ、平成21年3月17日を基準として、普通株式の買付価格の市場株価に対するプレミアムを掲げると、普通株式の買付価格は、本公開買付けにかかる公開買付者の取締役会決議日の前々日である平成21年3月17日の東京証券取引所マザーズ市場における対象者株式の終値38,900円に対しては約28.53%(小数点以下第三位四捨五入)、平成21年3月17日から遡る過去1ヶ月間の終値の単純平均値38,410円に対しては約30.17%(小数点以下第三位四捨五入)、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値37,424円に対しては約33.60%(小数点以下第三位四捨五入)、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値40,089円に対しては約24.72%(小数点以下第三位四捨五入)のプレミアムをそれぞれ加えた価格であります。

なお、東京証券取引所マザーズ市場における対象者株式の終値は、平成21年1月9日に34,650円であったのに対して、対象者の非公開化に関する平成21年1月13日の報道等の要因により同年1月23日には44,200円となった後、下落傾向に転じ、前回予想を下回る業績予想の修正等の要因も加わり、同年2月12日には33,800円となりました。その後、上昇傾向に転じて、同年3月5日に41,300円となった後、上下変動を経て、平成21年3月17日の対象者株式の終値は38,900円となっておりますが、これに当該報道等の要因がどの程度織り込まれているのかは必ずしも定かではありません。参考までに報道された日の前営業日である平成21年1月9日から遡る過去3ヶ月間の東京証券取引所マザーズ市場における対象者株式の終値の単純平均値36,848円に対するプレミアムを掲げると約35.69%(小数点以下第三位四捨五入)となります。さらに参考までに対象者が前回予想を下回る業績予想の修正を公表した平成21年1月30日から遡る過去3ヶ月間の東京証券取引所マザーズ市場における対象者株式の終値の単純平均値35,696円に対するプレミアムを掲げると約40.07%(小数点以下第三位四捨五入)となります。また、普通株式の買付価格は、平成20年12月31日現在における対象者の1株あたり純資産額23,716.30円の約2.11倍(小数点以下第三位四捨五入)であります。

(注) 加笠研一郎は、平成20年11月30日付で、対象者の社外取締役を退任しております。

	<p>(2) 新株予約権</p> <p>本新株予約権は、全て対象者の役員又は従業員に対するストックオプションとして発行されたものであります。これらのうち、新株予約権Aについては、①新株予約権者が権利行使時において対象者の取締役又は従業員の地位にあることを要する等の行使条件が付されておらず、かつ行使期間が既に開始しており、②譲渡による新株予約権Aの取得については対象者の取締役会の決議による承認を要するものとされていますがこのような対象者の取締役会の決議による承認が得られれば、公開買付者は、本公開買付けにより新株予約権Aを買付けた後これを行って行使して対象者の普通株式を取得することができることから、平成21年3月19日に、新株予約権Aの買付価格を1個当たり普通株式の買付価格50,000円と新株予約権Aの行使価額22,500円との差額である27,500円と決定いたしました。他方、新株予約権Bないし新株予約権Fについては、①新株予約権者が権利行使時において対象者の取締役又は従業員の地位にあることを要する等の行使条件が付され、②譲渡による当該新株予約権の取得については対象者の取締役会の決議による承認を要するものとされており、公開買付者は、本公開買付けにより当該新株予約権を買付けたとしても、これを行って行使できないと解されることから、平成21年3月19日に、当該新株予約権の買付価格を1個当たり1円と決定いたしました。</p>
算定の経緯	<p>(買付価格を決定するに至った経緯)</p> <p>ゴールドマン・サックス・グループは、平成20年7月中旬から対象者の代表取締役社長であるガンペル氏と、対象者を取り巻く経営環境の分析や、対象者の経営上の課題について検討を行ってまいりました。</p> <p>ゴールドマン・サックス・グループは、対象者の代表取締役社長であるガンペル氏とともに慎重に検討を重ね、同氏と合意の上、昨今の急激な環境変化が対象者の事業に更なる悪影響を及ぼしかねず、このトレンドが当面継続すると見込まれる中、対象者の中長期的な視点に立った事業戦略を実行し、かかる戦略実行に伴い不可避免的に発生するリスクを対象者の一般株主の皆様へ負って頂くことを回避するとともに、対象者の企業価値の更なる向上を実現するためには、対象者を非公開化した上で、対象者の株主をゴールドマン・サックス・グループ、対象者の代表取締役社長であるガンペル氏等少数に限定し、短期的な業績変動に左右されることなく機動的かつ柔軟な経営戦略の実現が可能となるマネジメント・バイアウトの手法による対象者の完全子会社化・非公開化が最善であると判断しました。</p> <p>さらに、ゴールドマン・サックス・グループは、本取引の趣旨に賛同の上、出資スポンサーとしての協力が得られるパートナーと共同で本取引を進める可能性について検討し、複数の候補先と折衝した結果、MBK及びオウル・クリーク・インベストメンツから協力の申し出を得ることができました。</p> <p>そこで、クレイン、MBK、オウル・クリーク・インベストメンツ及びガンペル氏は、平成21年3月19日付でManagement Buyout Agreement及びShareholders Agreementをそれぞれ締結し、本取引の実行方法とその条件及び本取引完了後の対象者の経営体制等について合意しております（公開買付者も各契約に調印し、各契約の条件に従うことに合意しております。）。</p>

公開買付者は、対象者の普通株式の買付価格の決定に当たり、対象者の普通株式の市場価格、財務状況及び将来収益等の諸要素を総合的に勘案し、株式価値を算定しました。公開買付者は、採用すべき算定手法を検討の上、市場株価平均法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行いました。公開買付者は、これらの算定結果を基に、各評価手法を比較検討し、買付価格の決定にあたっては、市場株価平均法に加え、DCF法による株式価値評価を考慮すべきと判断しました。公開買付者は、ガンペル氏、アンクル サフ氏、加笠研一郎氏（注1）及び高橋一浩氏を除く対象者の取締役らとの間で複数回にわたり行われた協議・交渉の結果や、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、及び本公開買付けの見通し、マネジメント・バイアウトの一環として行われた公開買付けの過去事例におけるプレミアム水準についての分析（金融・マーケット環境や各対象者の財務状況及び収益予想等を考慮した分析）、対象者の普通株式の市場価格の推移とその間の金融・マーケット環境の変化等も踏まえ、既存株主に対しては、現在の金融・マーケット環境や対象者のファンダメンタルズが反映された対象者の普通株式の市場価格に適切なプレミアムを付した買付価格を提示することが相当であると判断し、平成21年3月19日に、本公開買付けにおける普通株式の買付価格を1株当たり50,000円とすることに決定しました。また、公開買付者は、本新株予約権の買付価格について、上記「算定の基礎」の「(2) 新株予約権」において記載の理由に基づき、平成21年3月19日に、新株予約権Aについては1個あたり27,500円、新株予約権Bないし新株予約権Fについては1個あたり1円と決定いたしました。なお、公開買付者は、本公開買付けにおける普通株式及び本新株予約権の買付価格の算定に際し、第三者機関の算定書は取得していません。

（注1）加笠研一郎は、平成20年11月30日付で、対象者の社外取締役を退任していません。

（買付価格の公正性を担保するための措置について）

ゴールドマン・サックス・グループ及びガンペル氏は、平成20年11月17日に、ガンペル氏、アンクル サフ氏、加笠研一郎氏及び高橋一浩氏を除く対象者の取締役らに対して、本公開買付けを含む本取引と実質的に同様の取引を行う目的と、その内容について説明をした上で、本公開買付けを含む本取引と実質的に同様の取引の実行を提案しました。

対象者の取締役会は、公開買付者による本公開買付けの提案を検討するにあたっては、財務アドバイザーとして、対象者及び公開買付者から独立した第三者機関である大和証券SMB Cを選任し、本公開買付けに関する包括的な助言及び対象者の株式価値の算定を依頼するとともに、また、対象者及び公開買付者から独立したリーガルアドバイザーである西村あさひの助言を受けました。

大和証券SMB Cは、対象者の株式価値算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、対象者の取締役会から事業の現状及び将来の事業計画等について資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて対象者の株式価値を算定しました。そして、対象者の取締役会は、平成21年3月18日に、大和証券SMB Cから対象者普通株式に係る株式価値算定書を取得するとともに、一定の前提の下に本公開買付けにおける買付価格が財務的見地から対象者株主にとって妥当である旨の意見書を取得しました（注2）。大和証券SMB Cは、対象者の株式価値を算定するに際して、対象者が提出した事業計画等（注3）に基づき、対象者が継続企業であるとの前提の下、多面的に評価することが適切であると考え、DCF法及び市場株価法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行いました。株式価値算定書においては、DCF法では47,440円から69,268円、市場株価法では38,115円から39,132円が、対象者の1株あたりの株式価値の算定結果として報告されています（なお、市場株価法では、平成21年3月16日を基準日として、東京証券取引所マザーズにおける対象者の1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月平均の各期間における出来高加重平均株価（VWAP）（それぞれ、38,290円、38,115円及び39,132円）を基に、1株当たりの株式価値の範囲を算定しております。）。また、株式価値算定書においては、市場株価法に基づく算定結果の補完的な位置付けとして、類似会社比較法による対象者1株あたりの株式価値の試算結果（41,960円から64,474円）が参考値として報告されています。

(注2) 大和証券SMB Cは、上記の株式価値算定書及び意見書を作成するにあたり、①対象者が提供した事業計画の財務数値その他の情報の正確性及び十分性、②事業計画が将来の財務業績に関する対象者取締役会の最善の予測及び判断に基づいて合理的に、かつ、適正な手続に従って作成されたこと、③事業計画記載の収益目標数値等が各年毎に計画通り実現すること等を前提としており、その内容等に関する独自の検証は一切行っておりません。株式価値算定書及び意見書は、対象者取締役会が公開買付けによる本公開買付けの提案を検討するための参考資料とする目的に限定して作成されており、大和証券SMB Cとして、対象者株主及び本新株予約権の保有者に対し本公開買付けに応募すること又は本取引に関連する何らかの議決権の行使の推奨を行うものではありません。なお、大和証券SMB Cは、財務アドバイザーとしての対象者に対する役務提供に関し、本公開買付けの成立を条件とする手数料の受領を含む内容のアドバイザー業務契約を対象者との間で締結しております。

(注3) 対象者が平成21年1月13日に取締役会で承認し、大和証券SMB Cによる対象者の株式価値算定にあたり対象者のスタンドアローン・ベースでの将来の事業計画として大和証券SMB Cへ提出をした中期経営計画(3ヵ年計画)は、初年度(平成22年3月期)における売上高が697億円、EBITDAが202億円、営業利益が100億円、経常利益が93億円であり、2年目(平成23年3月期)における売上高が704億円、EBITDAが205億円、営業利益が114億円、経常利益が101億円であり、3年目(平成24年3月期)における売上高が719億円、EBITDAが209億円、営業利益が118億円、経常利益が107億円となっております。なお、対象者は、平成21年1月30日に東京証券取引所において、「平成21年3月期 第3四半期決算短信(非連結)」を公表し、その中で平成20年10月30日に発表した平成21年3月期(平成20年4月1日から平成21年3月31日)の業績予想を修正しておりますが、当該修正後の業績予想ベースでのEBITDAの予想数値は195億円であります。また、対象者は平成21年3月11日には同中期経営計画の平成22年3月期とほぼ同等の水準での来年度(平成22年3月期)の単年度予算を策定し取締役会で承認しております。

また、平成20年11月25日、対象者取締役会は、本公開買付けの公正さを確保し、本取引の透明性及び客観性を高めるために、公開買付け者及び対象者から独立性のある社外監査役3名から構成される特別委員会を設置し、かかる特別委員会に対し、対象者取締役会が本公開買付けに対して意見表明を行うに当たり、少数株主の利益保護の観点から、本公開買付けの買付条件(買付価格を含みます。)の妥当性及び一連の手続の公正性を確保するため、対象者取締役会に対して意見を提出することを委嘱する決議を行いました。特別委員会の委員として、対象者の社外監査役である長谷次雄氏(委員長、日亜鋼業株式会社監査役、公認会計士)、小路貴志氏(小路公認会計士事務所代表、公認会計士)及び金井美智子氏(弁護士法人大江橋法律事務所の社員弁護士)の3名を選定しました。

特別委員会は、平成20年11月25日より、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同することの是非及び本公開買付けの買付条件（買付価格を含みます。）の妥当性及び一連の手の公正性の検討を開始しました。特別委員会は、複数回にわたって開催され、上記の諮問事項についての審議を行うとともに、対象者の取締役会の財務アドバイザーである大和証券SMB Cから対象者の株式価値算定書の内容について説明を受け、大和証券SMB Cとの間で質疑応答を行いました。それとともに、上記の諮問事項にかかる答申書の作成その他必要な事項に関し、北浜法律事務所・外国法共同事業より助言を得ました。特別委員会は、これらの結果を踏まえつつ諮問事項につき慎重に検討した結果、平成21年3月18日に、対象者の取締役会に対して、本公開買付けの買付条件（買付価格を含みます。）は妥当であり、本公開買付けに対して対象者の取締役会が賛同意見を表明することも妥当である旨の答申を行うことを委員全員の一致で決議しました。

対象者の取締役会は、特別委員会から、本公開買付けに対して対象者の取締役会が賛同意見を表明することは妥当である旨の答申を受け、財務アドバイザーである大和証券SMB Cから平成21年3月18日付で取得した株式価値算定書及び一定の前提の下に本公開買付けにおける買付価格が財務的見地から対象者株主にとって妥当である旨の意見書、並びにリーガルアドバイザーである西村あさひからの助言を踏まえて、特別委員会の答申の内容及び本公開買付けを含む本取引に関する諸条件について慎重に検討した結果、マネジメント・バイアウトの手法により対象者を完全子会社化し、対象者株式を非公開化したうえで、前述の、ゴールドマン・サックス・グループから提案されているような事業戦略を遂行することが、対象者の中長期的な企業価値を向上させるために有効な方策であるとの結論に至りました。また、本公開買付けにおける対象者の株券に係る買付価格及び諸条件は対象者の株主にとって妥当であり、本公開買付けは対象者の株主に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断しました。以上から、平成21年3月19日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同すると共に、対象者の株主に対し本公開買付けへの応募を勧める旨の決議を行うことと致しました。

一方、対象者は、本新株予約権については、財務アドバイザーに価値の算定または買付価格の妥当性に関する意見書を依頼しておらず、対象者の取締役会は、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者の皆様のご判断に委ねる旨の決議を行うに至りました。

なお、本取引に関連して開催された対象者の取締役会においては、本取引において公開買付者に対して出資することを予定している対象者の代表取締役社長であるガンベル氏、公開買付者に100%間接出資しているゴールドマン・サックスの子会社であるゴールドマン・サックス証券株式会社の職員であり公開買付者の代表取締役であるアンクルサフ氏、ゴールドマン・サックス証券株式会社の職員であった加笠研一郎氏、及びゴールドマン・サックス・グループと共同で本取引を進める可能性について協議するとともに公開買付者に対して本件買収ローンを提供することを予定している日本政策投資銀行の職員である高橋一浩氏は、何れも本件取引について特別の利害関係を有すること又は特別の利害関係を有するおそれがあることに鑑みて、特別委員会に対する諮問決議を含む、本取引に関する全ての決議について、その審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉には参加していません。

他方、本公開買付けに賛同する旨の決議を行った平成21年3月19日開催に係る取締役会決議を含む本取引に関連する決議の行われた全ての対象者取締役会には、ガンベル氏、アンクルサフ氏、加笠研一郎氏及び高橋一浩氏以外の対象者の取締役全員が出席し、出席取締役の全員一致で決議が行われております。さらに、対象者の監査役は、いずれも対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております（なお、金井監査役は平成21年3月19日開催に係る取締役会に欠席しておりますが、金井監査役も当該取締役会に出席した3名の監査役と同様の意見であることを確認しております。）。

さらに、公開買付者は、本公開買付けの公開買付け期間を比較的長期間である40営業日に設定することにより、対象者株式について、第三者による買付けの機会を確保しています。また、公開買付者と対象者は、公開買付者以外の対抗買付者が実際に出現した場合に、当該対抗者が対象者との間で接触等を行うことを過度に制限するような内容の合意は行っておりません。

なお、公開買付者は、前述のManagement Buyout Agreementに基づき所有する対象者株券等の全てを応募する予定のクレイン、オウル・クリーク・アセット・マネジメントが運営する4つの投資ファンド及びガンペル氏、並びにその所有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約を公開買付者と締結している日本政策投資銀行以外の株主等が所有する対象者株券等の数（対象者の潜在株券等考慮後株式数2,228,119株から、クレインが所有する普通株式888,890株、オウル・クリーク・アセット・マネジメントが運営する4つの投資ファンドが所有する普通株式223,912株、ガンペル氏が保有する新株予約権A35,026個の目的である普通株式35,026株及び日本政策投資銀行が所有する普通株式222,222株の合計数である1,370,050株を控除した858,069株）の過半数に相当する429,035株以上の応募があつてはじめて本公開買付けが成立するようにするため、クレイン、オウル・クリーク・アセット・マネジメントが運営する4つの投資ファンド、ガンペル氏及び日本政策投資銀行が応募予定の株券等と合わせて1,799,085株以上の応募があることを本公開買付けの成立の条件とし、買付予定数の下限を1,799,085株と定めております。なお、公開買付者が本公開買付けにより買付予定数の下限以上の株券等を取得した場合、本公開買付け終了後において公開買付者の対象者に対する株券等所有割合は80.74%以上となる予定です。このように、公開買付者は、公開買付者に出資を予定しかつ所有する対象者株券等の全てを応募することを予定しているもの及びその所有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約を公開買付者と締結している日本政策投資銀行以外の過半数の株主の賛同が得られない場合には本取引を行わないこととし、対象者の株主の意思を重視しております。

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
2, 228, 119 (株)	1, 799, 085 (株)	— (株)

(注1) 買付予定数は、対象者が平成21年2月12日に提出した第15期第3四半期報告書に記載された平成20年12月31日現在の発行済株式総数(2,166,196株)に、同四半期報告書に記載された平成20年12月31日現在の本新株予約権の目的である対象者株式の数の合計数(61,923株)を加えた株式数です。

(注2) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(1,799,085株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注3) 公開買付期間末日までに新株予約権A及び新株予約権Bが行使される可能性があります。当該行使により発行又は移転される対象者の株式についても本公開買付けの対象とします。

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個) (a)	2, 228, 119
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個) (b)	61, 923
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個) (c)	—
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成21年3月23日現在)(個) (d)	—
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個) (e)	—
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個) (f)	—
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成21年3月23日現在)(個) (g)	1, 112, 802
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個) (h)	—
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個) (i)	—
対象者の総株主等の議決権の数(平成20年12月31日現在)(個) (j)	2, 166, 196
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j) (%)	102. 86
買付け等を行った後における株券等所有割合 (a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100 (%)	100. 00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(a)」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「aのうち潜在株券等に係る議決権の数(b)」は、対象者が平成21年2月12日に提出した第15期第3四半期報告書に記載された平成20年12月31日現在の本新株予約権の目的である対象者株式に係る議決権の数です。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成20年12月31日現在)(j)」は、対象者が平成21年2月12日に提出した第15期第3四半期報告書に記載された平成20年12月31日現在の総株主の議決権の数です。

(注4) 特別関係者の所有株券等も本公開買付けの対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成21年3月23日現在)(g)」を分子に加算していません。

(注5) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6【株券等の取得に関する許可等】

(1)【株券等の種類】

普通株式

(2)【根拠法令】

外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」といいます。）第27条第1項

公開買付者は、本公開買付けの開始以降、速やかに、外為法第27条第1項に従い財務大臣及び事業所管大臣への届出を行います。当該届出の受理後、公開買付者が対象者株式を取得できるようになるまで、30日の待機期間が必要です。当該待機期間は短縮されることがあります。また、当該届出にかかる対内直接投資等が、国の安全等に係る対内直接投資等に該当すると認められた場合には、財務大臣及び事業所管大臣は、当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告することができ、このための審査期間として、待機期間が最長5ヶ月まで延長されることがあります。

公開買付者は、上記の待機期間について期間の延長がされた場合には、本公開買付けを撤回することがあります。

(3)【許可等の日付及び番号】

該当事項はありません。

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

① 公開買付代理人

野村証券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目9番1号

なお、公開買付代理人は、その事務の一部を再委託するために下記の復代理人を選任しています。

ジョインベスト証券株式会社（復代理人）

東京都港区港南二丁目15番1号

② 公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、公開買付期間末日の15時30分までに応募してください。応募の際には、ご印鑑、本人確認書類が必要になる場合があります。（注1）

なお、復代理人であるジョインベスト証券株式会社による応募の受付は、同社のホームページ（<https://www.joinvest.jp/>）に記載される方法によって行います。

③ 株式の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付代理人又は復代理人に設定した応募株主等名義の口座（以下「応募株主等口座」といいます。）に、応募する予定の株式が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株式が、公開買付代理人又は復代理人以外の金融商品取引業者等に設定された口座に記録されている場合（対象者の株主名簿管理人である住友信託銀行株式会社に設定された特別口座に記録されている場合を含みます。）は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。

④ 新株予約権の応募に際しては、本新株予約権には譲渡制限（譲渡による取得につき対象者の取締役会の承認を要する旨の制限）が付されておりますので、新株予約権者の請求により対象者によって発行される「譲渡承認通知書」をご提出下さい。また、新株予約権者であることの確認書類として、新株予約権者の請求により対象者により発行される「新株予約権原簿記載事項を記載した書面」及び対象者と締結した「新株予約権割当契約書」をご提出下さい。公開買付けの成立を条件とする新株予約権原簿の名義書換えの請求に必要な書類もご提出下さい。なお、復代理人であるジョインベスト証券株式会社では、応募の受付を行いません。

⑤ 本公開買付けにおいては、公開買付代理人又は復代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

- ⑥ 外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等（法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。なお、復代理人であるジョインベスト証券株式会社では、外国人株主等からの応募の受付を行いません。
- ⑦ 居住者である個人株主の場合、公開買付けにより売却された株券等にかかる売却代金と取得費との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。（注2）
- ⑧ 応募の受付に際し、公開買付代理人又は復代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込の受付票を交付します。復代理人による受付票の交付は、応募画面上の表示となります。
- ⑨ 応募株券等の全部の買付けが行われないこととなった場合、買付けの行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。

（注1）ご印鑑、本人確認書類について

公開買付代理人である野村證券株式会社に新規に口座を開設する場合、ご印鑑のほか、本人確認書類が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

主な本人確認書類

個人 <発行から6ヶ月以内の原本>
住民票の写し 住民票の記載事項証明書 外国人登録原票の記載事項証明書 外国人登録原票の写し 印鑑登録証明書

<有効期限内の原本>

健康保険証（各種） 運転免許証 住民基本台帳カード（氏名・住所・生年月日の記載があるもの） 福祉手帳（各種） 外国人登録証明書 旅券（パスポート） 国民年金手帳（平成8年12月31日以前に交付されたもの）

※本人確認書類は、有効期限内である必要があります。

※本人確認書類は、以下の2点を確認できる必要があります。

- ①本人確認書類そのものの有効期限 ②申込書に記載された住所・氏名・生年月日
- ※郵送でのお申込みの場合、いずれかの書類の原本かコピーをご用意ください。コピーの場合は、あらためて原本の提示をお願いする場合があります。野村證券株式会社より本人確認書類の記載住所に「取引に係る文書」を郵送し、ご本人様の確認をさせていただきます。

法人 登記簿謄本 官公庁から発行された書類 等
※本人特定事項 ①名称 ②本店又は主たる事務所の所在地
法人自体の本人確認に加え、代表者若しくは代理人・取引担当者個人（契約締結の任に当たる者）の本人確認が必要となります。

外国人株主 外国人（居住者を除きます。）、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの。

復代理人であるジョインベスト証券株式会社に新規に口座を開設する場合、同社のホームページ（<https://www.joinvest.jp/>）より、口座開設キットをご請求いただき、お手続きください。口座開設には一定の期間を要しますので、必要な期間等をご確認いただき、早めにお手続き下さい。

（注2）株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（個人株主の場合）

個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得等には原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。公開買付代理人において契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに下記に指定する応募の受付を行った者の本店又は全国各支店に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。復代理人であるジョインベスト証券株式会社を通じて応募された契約の解除をする場合は、同社のホームページ（<https://www.joinvest.jp/>）に記載される方法によって公開買付期間末日の15時30分までに解除手続きを行ってください。

解除書面を受領する権限を有する者

野村証券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目9番1号

（その他の野村証券株式会社全国各支店）

ジョインベスト証券株式会社（復代理人）

東京都港区港南二丁目15番1号

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、後記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村証券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目9番1号

ジョインベスト証券株式会社（復代理人）

東京都港区港南二丁目15番1号

8【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	111,241,353,292
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(b)	700,000,000
その他(c)	30,000,000
合計(a)+(b)+(c)	111,971,353,292

(注1)「買付代金(円)(a)」欄には、対象者が平成21年2月12日に提出した第15期第3四半期報告書に記載された平成20年12月31日現在の発行済株式総数(2,166,196株)に同四半期報告書に記載された平成20年12月31日現在の本新株予約権のうち本公開買付けに係る公開買付期間末日までに行使される可能性のある新株予約権A及び新株予約権Bの目的である対象者株式の合計数(58,631株)を加えた数に1株当たりの買付価格(50,000円)を乗じた金額、同四半期報告書に記載された平成20年12月31日現在の本新株予約権のうち本公開買付けに係る公開買付期間中に行使期間が到来しない新株予約権Cないし新株予約権Fの個数(3,292個)にこれら新株予約権1個当たりの買付価格(1円)を乗じた金額の合計額を記載しております。

(注2)「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3)「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4)その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は未定です。

(注5)上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

①【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
—	—
計(a)	—

②【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
	計			—

ロ【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
	—	—	—	—
	計			—

③【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
1	—	—	—	—
2	銀行	株式会社三井住友銀行 （東京都千代田区有楽町一丁目1番2号）	買付け等に要する資金に充当するための借入れ（注1） (1) タームローンA 返済期：平成26年3月（予定）（分割返済） 金利：T I B O Rに基づく変動利率 担保：対象者株式等 (2) タームローンB 返済期：平成26年3月（期限一括返済） 金利：T I B O Rに基づく変動利率 担保：対象者株式等	16,000,000
2	銀行	株式会社日本政策投資銀行（東京都千代田区大手町一丁目9番1号）	買付け等に要する資金に充当するための借入れ（注2） (1) タームローンA 返済期：平成26年3月（予定）（分割返済） 金利：T I B O Rに基づく変動利率 担保：対象者株式等 (2) タームローンB 返済期：平成26年3月（期限一括返済） 金利：T I B O Rに基づく変動利率 担保：対象者株式等	16,000,000
2	銀行	株式会社三菱東京UFJ銀行（東京都千代田区丸の内二丁目7番1号）	買付け等に要する資金に充当するための借入れ（注3） (1) タームローンA 返済期：平成26年3月（予定）（分割返済） 金利：T I B O Rに基づく変動利率 担保：対象者株式等 (2) タームローンB 返済期：平成26年3月（期限一括返済） 金利：T I B O Rに基づく変動利率 担保：対象者株式等	13,000,000
2	銀行	株式会社みずほコーポレート銀行（東京都千代田区丸の内一丁目3番3号）	買付け等に要する資金に充当するための借入れ（注4） (1) タームローンA 返済期：平成26年3月（予定）（分割返済） 金利：T I B O Rに基づく変動利率 担保：対象者株式等 (2) タームローンB 返済期：平成26年3月（期限一括返済） 金利：T I B O Rに基づく変動利率 担保：対象者株式等	10,000,000

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
2	貸金業	野村キャピタル・インベストメント株式会社（東京都千代田区大手町二丁目2番2号）	買付け等に要する資金に充当するための借入れ（注5） (1) タームローンA 返済期：平成26年3月（予定）（分割返済） 金利：TIBORに基づく変動利率 担保：対象者株式等 (2) タームローンB 返済期：平成26年3月（期限一括返済） 金利：TIBORに基づく変動利率 担保：対象者株式等	5,000,000
2	信託銀行	住友信託銀行株式会社（大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号）	買付け等に要する資金に充当するための借入れ（注6） (1) タームローンA 返済期：平成26年3月（予定）（分割返済） 金利：TIBORに基づく変動利率 担保：対象者株式等 (2) タームローンB 返済期：平成26年3月（期限一括返済） 金利：TIBORに基づく変動利率 担保：対象者株式等	5,000,000
2	貸金業	GEフィナンシャルサービス株式会社（東京都港区赤坂五丁目2番20号）	買付け等に要する資金に充当するための借入れ（注7） (1) タームローンA 返済期：平成26年3月（予定）（分割返済） 金利：TIBORに基づく変動利率 担保：対象者株式等 (2) タームローンB 返済期：平成26年3月（期限一括返済） 金利：TIBORに基づく変動利率 担保：対象者株式等	4,000,000
2	銀行	カリヨン銀行（東京都港区東新橋一丁目9番2号）	買付け等に要する資金に充当するための借入れ（注8） (1) タームローンA 返済期：平成26年3月（予定）（分割返済） 金利：TIBORに基づく変動利率 担保：対象者株式等 (2) タームローンB 返済期：平成26年3月（期限一括返済） 金利：TIBORに基づく変動利率 担保：対象者株式等	3,000,000
2	信託銀行	中央三井信託銀行株式会社（東京都港区芝三丁目33番1号）	買付け等に要する資金に充当するための借入れ（注9） (1) タームローンA 返済期：平成26年3月（予定）（分割返済） 金利：TIBORに基づく変動利率 担保：対象者株式等 (2) タームローンB 返済期：平成26年3月（期限一括返済） 金利：TIBORに基づく変動利率 担保：対象者株式等	3,000,000
計(b)				75,000,000

- (注1) 公開買付者は、上記借入の裏付けとして、株式会社三井住友銀行から、本公開買付けにおける株式買付資金及び対象者の既存借入金返済資金、並びにその付帯費用として、16,000,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の証明書を取得しております（借入条件の詳細については、別途協議の上本件買収ローンに関する融資契約において定めるものとします。）。
- (注2) 公開買付者は、上記借入の裏付けとして、株式会社日本政策投資銀行から、本公開買付けにおける株式買付資金及び対象者の既存借入金返済資金、並びにその付帯費用として、16,000,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の証明書を取得しております（借入条件の詳細については、別途協議の上本件買収ローンに関する融資契約において定めるものとします。）。
- (注3) 公開買付者は、上記借入の裏付けとして、株式会社三菱東京UFJ銀行から、本公開買付けにおける株式買付資金及び対象者の既存借入金返済資金、並びにその付帯費用として、13,000,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の証明書を取得しております（借入条件の詳細については、別途協議の上本件買収ローンに関する融資契約において定めるものとします。）。
- (注4) 公開買付者は、上記借入の裏付けとして、株式会社みずほコーポレート銀行から、本公開買付けにおける株式買付資金及び対象者の既存借入金返済資金、並びにその付帯費用として、10,000,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の証明書を取得しております（借入条件の詳細については、別途協議の上本件買収ローンに関する融資契約において定めるものとします。）。
- (注5) 公開買付者は、上記借入の裏付けとして、野村キャピタル・インベストメント株式会社から、本公開買付けにおける株式買付資金及び対象者の既存借入金返済資金、並びにその付帯費用として、5,000,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の証明書を取得しております（借入条件の詳細については、別途協議の上本件買収ローンに関する融資契約において定めるものとします。）。
- (注6) 公開買付者は、上記借入の裏付けとして、住友信託銀行株式会社から、本公開買付けにおける株式買付資金及び対象者の既存借入金返済資金、並びにその付帯費用として、5,000,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の証明書を取得しております（借入条件の詳細については、別途協議の上本件買収ローンに関する融資契約において定めるものとします。）。
- (注7) 公開買付者は、上記借入の裏付けとして、GEフィナンシャルサービス株式会社から、本公開買付けにおける株式買付資金及び対象者の既存借入金返済資金、並びにその付帯費用として、4,000,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の証明書を取得しております（借入条件の詳細については、別途協議の上本件買収ローンに関する融資契約において定めるものとします。）。
- (注8) 公開買付者は、上記借入の裏付けとして、カリヨン銀行東京支店から、本公開買付けにおける株式買付資金及び対象者の既存借入金返済資金、並びにその付帯費用として、3,000,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の証明書を取得しております（借入条件の詳細については、別途協議の上本件買収ローンに関する融資契約において定めるものとします。）。
- (注9) 公開買付者は、上記借入の裏付けとして、中央三井信託銀行株式会社から、本公開買付けにおける株式買付資金及び対象者の既存借入金返済資金、並びにその付帯費用として、3,000,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の証明書を取得しております（借入条件の詳細については、別途協議の上本件買収ローンに関する融資契約において定めるものとします。）。

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
—	—	—	—
—	—	—	—
計(c)			—

④【その他資金調達方法】

内容	金額 (千円)
有限会社クレインホールディングスによる出資 (注1)	45,444,457
エムビーケーピー ビー・ブイによる出資 (注2)	17,500,001
オウル・クリーク・インベストメンツⅡ・エル・エル・シーによる出資 (注3)	11,195,615
計(d)	74,140,073

(注1) 公開買付者は、上記資金調達の裏付けとして、有限会社クレインホールディングスから45,444,457千円を限度として出資を行う用意がある旨の証明書を取得しております。

(注2) 公開買付者は、上記資金調達の裏付けとして、エムビーケーピー ビー・ブイから17,500,001千円を限度として出資を行う用意がある旨の証明書を取得しております。

(注3) 公開買付者は、上記資金調達の裏付けとして、オウル・クリーク・インベストメンツⅡ・エル・エル・シーから11,195,615千円を限度として出資を行う用意がある旨の証明書を取得しております。

⑤【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

149,140,073千円 ((a) + (b) + (c) + (d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号
ジョインベスト証券株式会社(復代理人) 東京都港区港南二丁目15番1号

(2) 【決済の開始日】

平成21年5月28日(木曜日)

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付代理人を通じて応募された方には、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。復代理人であるジョインベスト証券株式会社を通じて応募された場合には、同社のホームページ(<https://www.joinvest.jp/>)に記載される方法により交付されます。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)

(4) 【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、決済の開始日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、返還すべき株券等を返還します。株式については、応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します（株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、その旨指示してください。）。新株予約権については、新株予約権の応募に際して提出された書類（前述の「7 応募及び契約の解除の方法」の「(1) 応募の方法」④に記載した書類）を新株予約権者の指示により新株予約権者の住所への郵送により返還します。

1.1 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限（1,799,085株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（1,799,085株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イないしリ及びヲないしソ、第2号、第3号イないしチ、第4号、第5号並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付け期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付け期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付け期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付け期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付け期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、法第27条の8第11項ただし書に規定する場合を除き、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

①【会社の沿革】

年月	沿革
平成20年9月11日	S Gインベストメンツ株式会社設立

②【会社の目的及び事業の内容】

会社の目的

公開買付者は、次の事業を営むことを目的とします。

1. 有価証券の取得及び保有
2. 会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理する事業
3. 前各号に付帯・関連する一切の事業

事業の内容

公開買付者は、対象者の株式を取得及び保有し、本公開買付け終了後に対象者の事業を支配し、管理することを主たる事業の内容とします。

③【資本金の額及び発行済株式の総数】

平成21年3月23日現在

資本金の額	発行済株式の総数
20万円	4株

④【大株主】

平成21年3月23日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合 (%)
有限会社クレインホールディングス	東京都港区六本木6丁目10-1	4	100.0
計	—	4	100.0

⑤【役員の職歴及び所有株式の数】

平成21年3月23日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴		所有株式数 (株)
代表取締役	—	アンクル サフ	昭和44年10月18日生	平成10年10月 平成10年12月 平成16年1月 平成17年7月 平成17年11月 平成18年2月 平成19年6月 平成19年10月 平成19年11月 平成20年9月	ゴールドマン・サックス・アジア入社 ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー入社 ゴールドマン・サックス証券会社(現ゴールドマン・サックス証券株式会社(注)) プリンシパル・インベストメント・エリア統括 対象者取締役(現任) 株式会社フジタ取締役(現任) ゴールドマン・サックス証券会社(現ゴールドマン・サックス証券株式会社(注)) マネージング・ディレクター プリンシパル・インベストメント・エリア統括(現任) 三洋電機株式会社取締役(現任) イー・モバイル株式会社取締役(現任) 株式会社アルデプロ取締役(現任) 株式会社USEN取締役(現任) 公開買付者代表取締役(現任)	—
取締役	—	五十嵐 孝太	昭和42年12月12日生	平成10年8月 平成18年11月 平成20年11月	ゴールドマン・サックス証券会社(現ゴールドマン・サックス証券株式会社(注))入社 ゴールドマン・サックス証券株式会社 マネージング・ディレクター 公開買付者取締役(現任)	—
取締役	—	ミン マー	昭和52年1月10日生	平成12年7月 平成18年2月 平成18年11月 平成20年9月	ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー入社 ゴールドマン・サックス証券会社(現ゴールドマン・サックス証券株式会社(注)) ゴールドマン・サックス証券株式会社 ヴァイス・プレジデント 公開買付者取締役(現任)	—
計						—

(注) 平成18年10月よりゴールドマン・サックス証券会社の営業譲渡に伴いゴールドマン・サックス証券株式会社にて勤務

(2)【経理の状況】

公開買付者は、平成20年9月11日に設立された株式会社であり、公開買付届出書の提出日現在、設立後事業年度が終了していないため、財務諸表は作成されていません。

2【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成21年3月23日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1,112,802 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	1,112,802	—	—
所有株券等の合計数	1,112,802	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	(—)	(—)

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成21年3月23日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	— (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	—	—	—
所有株券等の合計数	—	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	(—)	(—)

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

(平成21年3月23日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1,112,802 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	1,112,802	—	—
所有株券等の合計数	1,112,802	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	(—)	(—)

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

① 【特別関係者】

(平成21年3月23日現在)

氏名又は名称	有限会社クレインホールディングス
住所又は所在地	東京都港区六本木6丁目10-1
職業又は事業の内容	1. 有価証券の取得及び保有 2. 匿名組合等への出資及び匿名組合財産の管理業務 3. 前各号に付帯する一切の業務
連絡先	連絡先 ゴールドマン・サックス証券株式会社 マーチャント・バンキング部門 柳川 美和子 連絡場所 東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー46階 電話番号 03-6437-1411
公開買付者との関係	公開買付者に対して特別資本関係を有する法人

氏名又は名称	Owl Creek I, L.P.
住所又は所在地	c/o Owl Creek Asset Management, L.P. 640 Fifth Avenue, 20th Floor, New York, New York 10019
職業又は事業の内容	アセットマネージメント
連絡先	連絡先 Owl Creek Asset Management, L.P. Dans Sapadin 連絡場所 640 Fifth Avenue, 20th Floor, New York, New York 10019 電話番号 1-212-688-2550
公開買付者との関係	公開買付者との間で共同して対象者の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している者

氏名又は名称	Owl Creek II, L.P.
住所又は所在地	c/o Owl Creek Asset Management, L.P. 640 Fifth Avenue, 20th Floor, New York, New York 10019
職業又は事業の内容	アセットマネージメント
連絡先	連絡先 Owl Creek Asset Management, L.P. Dans Sapadin 連絡場所 640 Fifth Avenue, 20th Floor, New York, New York 10019 電話番号 1-212-688-2550
公開買付者との関係	公開買付者との間で共同して対象者の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している者

氏名又は名称	Owl Creek Overseas Fund, Ltd.
住所又は所在地	c/o Citco Fund Services (Cayman Islands) Ltd., Regatta Office Park, West Bay Road, PO Box 31106 SMB, Grand Cayman, Cayman Islands
職業又は事業の内容	アセットマネージメント
連絡先	連絡先 Owl Creek Asset Management, L.P. Dans Sapadin 連絡場所 640 Fifth Avenue, 20th Floor, New York, New York 10019 電話番号 1-212-688-2550
公開買付者との関係	公開買付者との間で共同して対象者の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している者

氏名又は名称	Owl Creek Socially Responsible Investment Fund, Ltd.
住所又は所在地	c/o Citco Fund Services (Cayman Islands) Ltd., Regatta Office Park, West Bay Road, PO Box 31106 SMB, Grand Cayman, Cayman Islands
職業又は事業の内容	アセットマネージメント
連絡先	連絡先 Owl Creek Asset Management, L.P. Dans Sapadin 連絡場所 640 Fifth Avenue, 20th Floor, New York, New York 10019 電話番号 1-212-688-2550
公開買付者との関係	公開買付者との間で共同して対象者の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している者

②【所有株券等の数】

有限会社クレインホールディングス

平成21年3月23日現在

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	888,890 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	888,890	—	—
所有株券等の合計数	888,890	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	(—)	(—)

Owl Creek I, L.P.

平成21年3月23日現在

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	7,234 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	7,234	—	—
所有株券等の合計数	7,234	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	(—)	(—)

Owl Creek II, L.P.

平成21年3月23日現在

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	56,809 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	56,809	—	—
所有株券等の合計数	56,809	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	(—)	(—)

Owl Creek Overseas Fund, Ltd.

平成21年3月23日現在

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	158,121 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	158,121	—	—
所有株券等の合計数	158,121	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	(—)	(—)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	1,748 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	1,748	—	—
所有株券等の合計数	1,748	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	(—)	(—)

2 【株券等の取引状況】

(1) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

クレイン及びオウル クリーク・インベストメンツとの間で、クレインが自ら所有する対象者株式及びオウル クリーク・アセット・マネジメントが運営するファンドが所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募し又は応募させる旨をManagement Buyout Agreementにおいて合意しております。

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

平成21年3月19日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同すると共に、対象者株主に対し本公開買付けへの応募を勧める旨の決議がなされております。なお、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の所有者の皆様のご判断に委ねる旨の決議がなされております。

また、クレイン、MBK、オウル・クリーク・インベストメンツ及びガンペル氏（以下「本当事者」と総称します。）は、平成21年3月19日付でManagement Buyout Agreement及びShareholders Agreementをそれぞれ締結し、本取引の実行方法とその条件及び本取引完了後の対象者の経営体制等について合意しております（公開買付者も各契約に調印し、各契約の条件に従うことに合意しております。）。その概要は以下の通りです。

- ① クレイン及びオウル・クリーク・インベストメンツは、クレインが自ら所有する対象者株式及びオウル・クリーク・アセット・マネジメントが運営するファンドが所有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募するあるいは応募させる。
- ② ガンペル氏は、その保有する対象者の新株予約権及び株式（もしあれば）の全てについて本公開買付けに応募する。
- ③ クレインは約45,444百万円、MBKは約17,500百万円、オウル・クリーク・インベストメンツは約11,196百万円及びガンペル氏は約100百万円を公開買付者に出資して同社の普通株式を引き受ける。出資の時期については、クレイン、MBK及びオウル・クリーク・インベストメンツは公開買付期間終了後から決済の開始日の前日までとし、ガンペル氏は本公開買付けの決済後遅滞なくとする。
- ④ 上記③の出資の完了後における公開買付者の普通株式の発行済株式総数は1,000,005株とし、本当事者が保有する公開買付者の普通株式数は、クレインが612,133株（公開買付者の発行済株式総数の約61.21%）、MBKが235,722株（同約23.57%）、オウル・クリーク・インベストメンツが150,803株（同約15.08%）及びガンペル氏が1,347株（同約0.13%）とする。
- ⑤ 上記③の出資の完了後速やかに、公開買付けの決済完了を条件に、本当事者は、公開買付者の取締役及び代表取締役を選任及び選定する。公開買付者の取締役は合計7名とし、ガンペル氏は2名の常勤取締役（そのうち1名はガンペル氏）の指名・解任権を有し、クレインとMBKは各2名の社外取締役の指名・解任権を有し、オウル・クリーク・インベストメンツは1名の社外取締役の指名・解任権を有する。公開買付者の代表取締役にはガンペル氏が就任する（ただし、後述の新マネジメントサービス契約が終了した場合、ガンペル氏は公開買付者の代表取締役を辞任し、後任の代表取締役は、クレイン、MBK及びオウル・クリーク・インベストメンツが指名したその時点における取締役5名中4名の同意により指名される）。

この場合、公開買付者の経営に関する事項は、原則として、法定の手續に従い、公開買付者の株主総会及び取締役会で決定される。ただし、公開買付者の株主総会における付議事項は、全て公開買付者の取締役会により提案され、本当事者はこれに賛成するよう議決権を行使するものと株主による提案は行われぬ。また、公開買付者を当事者とする合併その他の組織再編、公開買付者の資産・事業の全部又は一部の売却、剰余金の配当等、解散・破産手續その他類似の倒産手續の開始の申立て、公開買付者の株式の発行・取得、定款の変更、合併後の公開買付者（対象者が公開買付者に吸収合併され、公開買付者が存続会

社となる場合)の年度予算の承認・変更等に関しては、原則として、クレイン、MBK及びオウル・クリーク・インベストメンツが指名したその時点における取締役5名中4名の同意を要する。

- ⑥ 前述の「第1 公開買付要項-3 買付け等の目的-(4) 本公開買付け成立後の組織再編等の方針」に従い、公開買付者による対象者の完全子会社化を実施する。また、対象者の完全子会社化の完了後、対象者と公開買付者との合併を行なうかについて本当事者による検討を行う。
- ⑦ 本公開買付けの終了後から対象者の完全子会社化の完了までに、対象者の同意が得られることを条件として、本当事者は、対象者が、公開買付けの完了後に開催する予定の定時株主総会において、クレイン及びMBKが指名する個人各2名、オウル・クリーク・インベストメンツが指名する個人1名を社外取締役に選任するよう合理的な最善の努力を尽くす。
- ⑧ 公開買付者による対象者の完全子会社化の完了後、対象者の取締役は合計7名とする。ガンペル氏は2名の常勤取締役(そのうち1名はガンペル氏)の指名・解任権を有し、クレインとMBKは各2名の社外取締役の指名・解任権を有し、オウル・クリーク・インベストメンツは1名の社外取締役の指名・解任権を有する。対象者の代表取締役は引き続きガンペル氏が就任する(ただし、後述の新マネジメントサービス契約が終了した場合、ガンペル氏は対象者の代表取締役を辞任し、後任の代表取締役は、クレイン、MBK及びオウル・クリーク・インベストメンツが指名したその時点における取締役5名中4名の同意により指名される)。

この場合、対象者の経営に関する事項は、原則として、法定の手續に従い、対象者の株主総会及び取締役会で決定される。ただし、対象者の株主総会における付議事項は、全て対象者の取締役会により提案され、株主である公開買付者はこれに賛成するよう議決権を行使するものとし株主による提案は行われぬ。また、対象者を当事者とする合併その他の組織再編、対象者の資産・事業の全部又は実質的な全ての売却、剰余金の配当等、解散・破産手續その他類似の倒産手續の開始の申立て、対象者の株式の発行・取得、定款の変更、対象者の年度予算の承認・変更等に関しては、原則として、クレイン、MBK及びオウル・クリーク・インベストメンツが指名したその時点における取締役5名中4名の同意を要する。

- ⑨ クレイン、MBK及びオウル・クリーク・インベストメンツは、公開買付者の発行済普通株式総数の5%以上の普通株式を保有する場合、対象者(但し、対象者の完全子会社化が完了した後に限る。)及び公開買付者に対して、月次、四半期及び年次の財務書類、年次予算、その他一定の範囲の経営情報の提供を請求する権利を有する。
- ⑩ (a) 本当事者は、公開買付者の取締役会の承認(一定の譲渡等についてはクレイン、MBK及びオウル・クリーク・インベストメンツが指名したその時点における取締役5名中4名の同意を要する。)を得て、その保有する公開買付者の株式の譲渡、担保設定、その他の処分(以下「譲渡等」という。)を行なうことができる(本件買収ローンを提供する金融機関のために公開買付者の株式について担保設定を行う場合等については、本当事者は公開買付者の取締役会においてその株式の譲渡等を承認させる。)。また、(b) 本当事者は、公開買付者の発行済普通株式総数の10%以上の普通株式を保有する場合、他の本当事者による公開買付者の株式の譲渡等に関して先買権(ファースト・リフューザル・ライト)を持ち、(c) 本当事者は、他の本当事者による公開買付者の株式の譲渡等(ただし、オウル・クリーク・インベストメンツによる譲渡等その他所定の例外を除く。)に関して、持株数に応じて、同一条件での共同売却を請求する権利(タグ・アロング・ライト)を持つ。
- ⑪ 対象者の完全子会社化が完了した後、公開買付者は、ガンペル氏以外の対象者の経営陣、従業員等に対して公開買付者の発行するストックオプション(新株予約権)を用いたインセンティブ・プランを導入する。付与されるストックオプション(新株予約権)の目的となる公開買付者の株式数は、公開買付者の完全希薄化後ベースの株式数の2%を上限とする。

- ⑫ 対象者の完全子会社化の手続きの中で、対象者の対象者普通株式の全部取得が完了した時点で、ガンペル氏と対象者との間で、以下の内容を含む新たなマネジメントサービス契約（以下「新マネジメントサービス契約」という。）を締結する（なお、ガンペル氏と対象者との間の現行のマネジメントサービス契約（以下「現行マネジメントサービス契約」という。）（注）は、平成21年6月30日に契約期間が満了する予定であるが、本公開買付けが成立することを条件に、対象者の完全子会社化の手続きの中で、対象者による対象者普通株式の全部取得が完了するまでの期間について、当該契約に規定された条件に従い継続し、当該契約に基づく報酬等の支払いも当該契約に規定された条件に従い継続される予定である。）。
- (A) ガンペル氏は、新マネジメントサービス契約締結日から5年間、対象者（対象者と公開買付者が合併した場合には、その存続会社）の代表取締役社長（CEO）としてその経営にあたる。（なお、契約上は、新マネジメントサービス契約締結日から1年間が経過した後、ガンペル氏は正当な理由がない場合であっても90日間の事前予告を行ない退職する権利を有するが、かかる契約上の権利の有無にかかわらず、ガンペル氏は特段の事情のない限り5年間継続して対象者の経営の任にあたることが期待されており、ガンペル氏もこれを了解している。）ガンペル氏がかかる役職に就いた場合、対象者と同氏との間の現行マネジメントサービス契約に定める報酬の内容・条件との均衡も考慮した上、同氏の将来の職務遂行に対する報酬として、以下の内容の報酬を支払う。
- (B) 対象者はガンペル氏に対して新マネジメントサービス契約締結日の1年後及び2年後の応当日に各150百万円（合計300百万円）の契約金を支払う。
- (C) 対象者はガンペル氏に対して年額120百万円の基本報酬（月ごとの均等額による支払い）を支払う。
- (D) 対象者はガンペル氏に対して現行マネジメントサービス契約に基づく「業績連動型報酬」の支払債務のうち未払い額（もし、あれば）を支払う。
- (E) 対象者はガンペル氏に対して現行マネジメントサービス契約に規定された「純利益報酬」（純利益の達成状況に応じて支払われる一定額の報酬）及び「EBITDA報酬」（目標EBITDAの達成状況に応じた報酬）に準じて、対象者の経営成績によりその金額が変動する報酬を支給する。
- (F) 対象者が、下記(H)記載のストックオプション（新株予約権）が失効するまでに剰余金の配当等を行った場合には、対象者はガンペル氏に対して、新マネジメントサービス契約に基づき、ガンペル氏がその保有するストックオプション（新株予約権）を行使したと仮定した場合に受領できる配当等に相当する金額の特別報酬を支払う。
- (G) 対象者はガンペル氏に対して、現行マネジメントサービス契約に規定されたその他の福利厚生措置（住居費、旅費等の海外赴任手当、福利厚生費、税務均衡措置手当、退職手当その他の手当等）を同様に適用する。
- (H) 新マネジメントサービス契約締結時又は締結後遅滞なく、対象者はガンペル氏に対して、(a) 対象者の株式（対象者が公開買付者に吸収合併された場合、その存続会社である公開買付者の完全希薄化後ベースの2.50%の株式に相当）を目的とする行使価額1円のストックオプション（新株予約権）（そのうち40%は新マネジメントサービス契約締結日の1年後の応当日に権利が確定し、残り60%は新マネジメントサービス契約締結日の2年後の応当日に権利が確定するが、行使日については、(i) 新マネジメントサービス契約締結日の6年後の応当日、(ii) 対象者株式の株式公開後にガンペル氏が退職した日、又は(iii) 対象者の支配権の変更その他所定の事由が生じた日のいずれか早い日が到来するまで行使できない。）及び、(b) 対象者の株式（対象者が公開買付者に吸収合併された場合、その存続会社である公開買付者の完全希薄化後ベースの5.00%の株式に相当）を目的とし、本公開買付けの買付価格（対象者が公開買付者に吸収合併された場合、公開買付期間終了後から決済の開始日までにクレイン、MBK及びオウル・クリーク・インベストメンツが行う予定の公開買付者への出資における1株当たりの払

込金額と同額) を行使価額とするストックオプション(新株予約権)(新マネジメントサービス契約締結日の1年後、2年後、3年後、4年後、5年後の応当日に権利が確定し各々5分の1(20%)ずつ行使可能となる。)を付与する。

(I) なお、上記(H)においてガンペル氏に付与されるストックオプション(新株予約権)は、同氏が権利行使可能期間の開始前に対象者(対象者と公開買付者が合併した場合には、その存続会社)の代表取締役社長(CEO)を辞任した場合、又は対象者が正当な理由をもってガンペル氏をかかるとの地位から解任した場合、失効する。

(J) ガンペル氏が新マネジメントサービス契約及びShareholders Agreementの締結に関連して支出した費用については、新マネジメントサービス契約に基づき、対象者がガンペル氏に対し、15万USドルを上限として償還する。

(注) ガンペル氏と対象者との間の現行マネジメントサービス契約の概要については、対象者が平成20年6月26日に提出した有価証券報告書及び平成20年7月28日に提出したその有価証券報告書の訂正報告書の「経営上の重要な契約等」欄をご参照下さい。

(2) 公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程

ゴールドマン・サックス・グループは、平成20年7月中旬から対象者の代表取締役社長であるガンペル氏と、対象者を取り巻く経営環境の分析や、対象者の経営上の課題について検討を行ってまいりました。

ゴールドマン・サックス・グループは、対象者の代表取締役社長であるガンペル氏とともに慎重に検討を重ね、同氏と合意の上、昨今の急激な環境変化が対象者の事業に更なる悪影響を及ぼしかねず、このトレンドが当面継続すると見込まれる中、対象者の中長期的な視点に立った事業戦略を実行し、かかる戦略実行に伴い不可避免的に発生するリスクを対象者の一般株主の皆様へ負って頂くことを回避するとともに、対象者の企業価値の更なる向上を実現するためには、対象者を非公開化した上で、対象者の株主をゴールドマン・サックス・グループ、対象者の代表取締役社長であるガンペル氏等少数に限定し、短期的な業績変動に左右されることなく機動的かつ柔軟な経営戦略の実現が可能となるマネジメント・バイアウトの手法による対象者の完全子会社化・非公開化が最善であると判断しました。

さらに、ゴールドマン・サックス・グループは、本取引の趣旨に賛同の上、出資スポンサーとしての協力が得られるパートナーと共同で本取引を進める可能性について検討し、複数の候補先と折衝した結果、MBK及びオウル・クリーク・インベストメンツから協力の申し出を得ることができました。

そこで、クレイン、MBK、オウル・クリーク・インベストメンツ及びガンペル氏は、平成21年3月19日付でManagement Buyout Agreement及びShareholders Agreementをそれぞれ締結し、本取引の実行方法とその条件及び本取引完了後の対象者の経営体制等について合意しております(公開買付者も各契約に調印し、各契約の条件に従うことに合意しております。)

公開買付者は、対象者の普通株式の買付価格の決定に当たり、対象者の普通株式の市場価格、財務状況及び将来収益等の諸要素を総合的に勘案し、株式価値を算定しました。公開買付者は、採用すべき算定手法を検討の上、市場株価平均法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行いました。公開買付者は、これらの算定結果を基に、各評価手法を比較検討し、買付価格の決定にあたっては、市場株価平均法に加え、DCF法による株式価値評価を考慮すべきと判断しました。公開買付者は、ガンペル氏、アンクル サフ氏、加笠研一郎氏(注)及び高橋一浩氏を除く対象者の取締役らとの間で複数回にわたり行われた協議・交渉の結果や、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、及び本公開買付けの見通し、マネジメント・バイアウトの一環として行われた公開買付けの過去事例におけるプレミアム水準についての分析(金融・マーケット環境や各対象者の財務状況及び収益予想等を考慮した分析)、対象者の普通株式の市場価格の推移とその間の金融・マーケット環境の変化等も踏まえ、既存株主に対しては、現在の金融・マーケット環境や対象者のファンダメンタルズが反映された対象者の普通株式の市場価格に適切なプレミアムを付した買付価格を提示することが相当であると判断し、平成21年3月19日に、本公開買付けにおける普通株式の買付価格を1株当たり50,000円とすることに決定しました。また、公開買付者は、本新株予約権の買付価格について、前述の「第1 公開買付要項-4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数- (2) 買付け等の価格- 「算定の基

礎」－「(2) 新株予約権」において記載の理由に基づき、平成21年3月19日に、新株予約権Aについては1個あたり27,500円、新株予約権Bないし新株予約権Fについては1個あたり1円と決定いたしました。なお、公開買付者は、本公開買付けにおける普通株式及び本新株予約権の買付価格の算定に際し、第三者機関の算定書は取得しておりません。

(注) 加笠研一郎は、平成20年11月30日付で、対象者の社外取締役を退任しております。

(3) 利益相反を回避する措置の具体的内容

公開買付者及び対象者は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除、及び利益相反の回避の観点から、以下のように本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置を実施しました（なお、以下の記述中の対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。）。

公開買付者は、対象者の普通株式の買付価格について、対象者の普通株式の市場価格、財務状況及び将来収益等の諸要素を総合的に勘案し、株式価値を算定しました。公開買付者は、採用すべき算定手法を検討の上、市場株価平均法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行いました。その上で、公開買付者は、ガンペル氏、アンクル サフ氏、加笠研一郎氏（注1）及び高橋一浩氏を除く対象者の取締役らとの間で複数回にわたり行われた協議・交渉の結果や、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの見通し、MBOの一環として行われた公開買付けの過去事例におけるプレミアム水準についての分析（金融・マーケット環境や各対象者の財務状況及び収益予想等を考慮した分析）、対象者の普通株式の市場価格の推移とその間の金融・マーケット環境の変化等を踏まえ、既存株主に対しては、現在の金融・マーケット環境や対象者のファンダメンタルズが反映された対象者の普通株式の市場価格に適切なプレミアムを付した買付価格を提示することが相当であると判断し、平成21年3月19日に普通株式の買付価格を1株当たり50,000円とすることを決定いたしました。

なお、本公開買付けにかかる公開買付者の取締役会決議日の前日である平成21年3月18日に対象者の非公開化に関する報道等があり、同日の株価が上昇したことを踏まえ、平成21年3月17日を基準として、普通株式の買付価格の市場株価に対するプレミアムを掲げると、普通株式の買付価格は、本公開買付けにかかる公開買付者の取締役会決議日の前々日である平成21年3月17日の東京証券取引所マザーズ市場における対象者株式の終値38,900円に対しては約28.53%（小数点以下第三位四捨五入）、平成21年3月17日から遡る過去1ヶ月間の終値の単純平均値38,410円（小数点以下を四捨五入しており、以下、市場株価の終値の単純平均値の算出にあたっては同様です。）に対しては約30.17%（小数点以下第三位四捨五入）、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値37,424円に対しては約33.60%（小数点以下第三位四捨五入）、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値40,089円に対しては約24.72%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた価格であります。なお、東京証券取引所マザーズ市場における対象者株式の終値は、平成21年1月9日に34,650円であったのに対して、対象者の非公開化に関する平成21年1月13日の報道等の要因により同年1月23日には44,200円となった後、下落傾向に転じ、前回予想を下回る業績予想の修正等の要因も加わり、同年2月12日には33,800円となりました。その後、上昇傾向に転じて、同年3月5日に41,300円となった後、上下変動を経て、平成21年3月17日の対象者株式の終値は38,900円となっておりますが、これに当該報道等の要因がどの程度織り込まれているのかは必ずしも定かではありません。参考までに報道された日の前営業日である平成21年1月9日から遡る過去3ヶ月間の東京証券取引所マザーズ市場における対象者株式の終値の単純平均値36,848円に対するプレミアムを掲げると約35.69%（小数点以下第三位四捨五入）となります。さらに参考までに対象者が前回予想を下回る業績予想の修正を公表した平成21年1月30日から遡る過去3ヶ月間の東京証券取引所マザーズ市場における対象者株式の終値の単純平均値35,696円に対するプレミアムを掲げると約40.07%（小数点以下第三位四捨五入）となります。また、普通株式の買付価格は、平成20年12月31日現在における対象者の1株あたり純資産額23,716.30円の約2.11倍（小数点以下第三位四捨五入）であります。

(注1) 加笠研一郎は、平成20年11月30日付で、対象者の社外取締役を退任しております。

なお、本公開買付けの対象となる本新株予約権は、全て対象者の役員又は従業員に対するストックオプション

ンとして発行されたものであります。これらのうち、新株予約権Aについては、①新株予約権者が権利行使時において対象者の取締役又は従業員の地位にあることを要する等の行使条件が付されておらず、かつ行使期間が既に開始しており、②譲渡による新株予約権Aの取得については対象者の取締役会の決議による承認を要するものとされていますがこのような対象者の取締役会の決議による承認が得られれば、公開買付者は、本公開買付けにより新株予約権Aを買付けた後これを行使して対象者の普通株式を取得することができることから、新株予約権Aの買付価格を1個当たり普通株式の買付価格50,000円と新株予約権Aの行使価額22,500円との差額である27,500円と決定いたしました。

他方、新株予約権Bないし新株予約権Fについては、①新株予約権者が権利行使時において対象者の取締役又は従業員の地位にあることを要する等の行使条件が付され、②譲渡による当該新株予約権の取得については対象者の取締役会の決議による承認を要するものとされており、公開買付者は、本公開買付けにより当該新株予約権を買付けたとしても、これを行使できないと解されることから、当該新株予約権の買付価格は1個当たり1円と決定しております。

なお、ゴールドマン・サックス・グループ及びガンペル氏は、平成20年11月17日に、ガンペル氏、アンクルサフ氏、加笠研一郎氏及び高橋一浩氏を除く対象者の取締役らに対して、本公開買付けを含む本取引と実質的に同様の取引を行う目的と、その内容について説明をした上で、本公開買付けを含む本取引と実質的に同様の取引の実行を提案しました。

対象者の取締役会は、公開買付者による本公開買付けの提案を検討するにあたっては、財務アドバイザーとして、対象者及び公開買付者から独立した第三者機関である大和証券SMB Cを選任し、本公開買付けに関する包括的な助言及び対象者の株式価値の算定を依頼するとともに、また、対象者及び公開買付者から独立したリーガルアドバイザーである西村あさひの助言を受けました。

大和証券SMB Cは、対象者の株式価値算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、対象者の取締役会から事業の現状及び将来の事業計画等について資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて対象者の株式価値を算定しました。そして、対象者の取締役会は、平成21年3月18日に、大和証券SMB Cから、対象者普通株式に係る株式価値算定書を取得するとともに、一定の前提の下に本公開買付けにおける買付価格が財務的見地から対象者株主にとって妥当である旨の意見書を取得しました（注2）。大和証券SMB Cは、対象者の株式価値を算定するに際して、対象者が提出した事業計画（注3）等に基づき、対象者が継続企業であるとの前提の下、多面的に評価することが適切であると考え、DCF法及び市場株価法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行いました。株式価値算定書においては、DCF法では47,440円から69,268円、市場株価法では38,115円から39,132円が、対象者の1株あたりの株式価値の算定結果として報告されています（なお、市場株価法では、平成21年3月16日を基準日として、東京証券取引所マザーズにおける対象者の1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間における出来高加重平均株価（VWAP）（それぞれ、38,290円、38,115円及び39,132円）を基に、1株当たりの株式価値の範囲を算定しております。）。また、株式価値算定書においては、市場株価法に基づく算定結果の補完的な位置付けとして、類似会社比較法による対象者1株あたりの株式価値の試算結果（41,960円から64,474円）が参考値として報告されています。

（注2）大和証券SMB Cは、上記の株式価値算定書及び意見書を作成するにあたり、①対象者が提供した事業計画の財務数値その他の情報の正確性及び十分性、②事業計画が将来の財務業績に関する対象者取締役会の最善の予測及び判断に基づいて合理的に、かつ、適正な手続に従って作成されたこと、③事業計画記載の収益目標数値等が各年毎に計画通り実現すること等を前提としており、その内容等に関する独自の検証は一切行っておりません。株式価値算定書及び意見書は、対象者取締役会が公開買付者による本公開買付けの提案を検討するための参考資料とする目的に限定して作成されており、大和証券SMB Cとして、対象者株主及び本新株予約権の保有者に対し本公開買付けに応募すること又は本取引に関連する何らかの議決権の行使の推奨を行うものではありません。なお、大和証券SMB Cは、財務アドバイザーとしての対象者に対する役務提供に関し、本公開買付けの成立を条件とする手数料の受領を含む内容のアドバイザー業務契約を対象者との間で締結しております。

（注3）対象者が平成21年1月13日に取締役会で承認し、大和証券SMB Cによる対象者の株式価値算定にあたり対象者のスタンドアロン・ベースでの将来の事業計画として大和証券SMB Cへ提出をした中期経営計画（3ヵ年計画）は、初年度（平成22年3月期）における売上が697億円、EBITDAが202億円、営業利益が100億円、経常利益が93億円であり、2年目（平成23年3月期）における売上

高が704億円、E B I T D Aが205億円、営業利益が114億円、経常利益が101億円であり、3年目（平成24年3月期）における売上高が719億円、E B I T D Aが209億円、営業利益が118億円、経常利益が107億円となっております。なお、対象者は、平成21年1月30日に東京証券取引所において、「平成21年3月期 第3四半期決算短信（非連結）」を公表し、その中で平成20年10月30日に発表した平成21年3月期（平成20年4月1日から平成21年3月31日）の業績予想を修正しておりますが、当該修正後の業績予想ベースでのE B I T D Aの予想数値は195億円であります。また、対象者は平成21年3月11日には同中期経営計画の平成22年3月期とほぼ同等の水準での来年度（平成22年3月期）の単年度予算を策定し取締役会で承認しております。

また、平成20年11月25日、対象者取締役会は、本公開買付けの公正さを確保し、本取引の透明性及び客観性を高めるために、公開買付者及び対象者から独立性のある社外監査役3名から構成される特別委員会を設置し、かかる特別委員会に対し、対象者取締役会が本公開買付けに対して意見表明を行うに当たり、少数株主の利益保護の観点から、本公開買付けの買付条件（買付価格を含みます。）の妥当性及び一連の手續の公正性を確保するため、対象者取締役会に対して意見を提出することを委嘱する決議を行いました。特別委員会の委員として、対象者の社外監査役である長谷次雄氏（委員長、日亜鋼業株式会社監査役、公認会計士）、小路貴志氏（小路公認会計士事務所代表、公認会計士）及び金井美智子氏（弁護士法人大江橋法律事務所の社員弁護士）の3名を選定しました。

特別委員会は、平成20年11月25日より、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同することの是非及び本公開買付けの買付条件（買付価格を含みます。）の妥当性及び一連の手續の公正性の検討を開始しました。特別委員会は、複数回にわたって開催され、上記の諮問事項についての審議を行うとともに、対象者の取締役会の財務アドバイザーである大和証券SMB Cから対象者の株式価値算定書の内容について説明を受け、大和証券SMB Cとの間で質疑応答を行いました。それとともに、上記の諮問事項にかかる答申書の作成その他必要な事項に関し、北浜法律事務所・外国法共同事業より助言を得ました。特別委員会は、これらの結果を踏まえつつ諮問事項につき慎重に検討した結果、平成21年3月18日に、対象者の取締役会に対して、本公開買付けの買付条件（買付価格を含みます。）は妥当であり、本公開買付けに対して対象者の取締役会が賛同意見を表明することも妥当である旨の答申を行うことを委員全員の一致で決議しました。

対象者の取締役会は、特別委員会から、本公開買付けに対して対象者の取締役会が賛同意見を表明することは妥当である旨の答申を受け、財務アドバイザーである大和証券SMB Cから平成21年3月18日付で取得した株式価値算定書及び一定の前提の下に本公開買付けにおける買付価格が財務的見地から対象者株主にとって妥当である旨の意見書、並びにリーガルアドバイザーである西村あさひからの助言を踏まえて、特別委員会の答申の内容及び本公開買付けを含む本取引に関する諸条件について慎重に検討した結果、マネジメント・バイアウトの手法により対象者を完全子会社化し、対象者株式を非公開化したうえで、前述の、ゴールドマン・サックス・グループから提案されているような事業戦略を遂行することが、対象者の中長期的な企業価値を向上させるために有効な方策であるとの結論に至りました。また、本公開買付けにおける対象者の株券に係る買付価格及び諸条件は対象者の株主にとって妥当であり、本公開買付けは対象者の株主に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断しました。以上から、平成21年3月19日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同すると共に、対象者の株主に対し本公開買付けへの応募を勧める旨の決議を行うことと致しました。

一方、対象者は、本新株予約権については、財務アドバイザーに価値の算定または買付価格の妥当性に関する意見書を依頼しておらず、対象者の取締役会は、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者の皆様のご判断に委ねる旨の決議を行うに至りました。

なお、本取引に関連して開催された対象者の取締役会においては、本取引において公開買付者に対して出資することを予定している対象者の代表取締役社長であるガンペル氏、公開買付者に100%間接出資しているゴールドマン・サックスの子会社であるゴールドマン・サックス証券株式会社の職員であり公開買付者の代表取締役であるアンクル サフ氏、ゴールドマン・サックス証券株式会社の職員であった加笠研一郎氏、及びゴールドマン・サックス・グループと共同で本取引を進める可能性について協議するとともに公開買付者に対して本件買収ローンを提供することを予定している日本政策投資銀行の職員である高橋一浩氏は、何れも本取引について特別の利害関係を有すること又は特別の利害関係を有するおそれがあることに鑑みて、特別委員会に対する諮問決議を含む、本取引に関する全ての決議について、その審議及び決議には参加しておらず、ま

た、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉には参加していません。

他方、本公開買付けに賛同する旨の決議を行った平成21年3月19日開催に係る取締役会決議を含む本取引に関連する決議の行われた全ての対象者取締役会には、ガンペル氏、アンクル サフ氏、加笠研一郎氏及び高橋一浩氏以外の対象者の取締役全員が出席し、出席取締役の全員一致で決議が行われております。さらに、対象者の監査役は、いずれも対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております（なお、金井監査役は平成21年3月19日開催に係る取締役会に欠席しておりますが、金井監査役も当該取締役会に出席した3名の監査役と同様の意見であることを確認しております。）。

さらに、公開買付者は、本公開買付けの公開買付期間を比較的長期間である40営業日に設定することにより、対象者株式について、第三者による買付けの機会を確保しています。また、公開買付者と対象者は、公開買付者以外の対抗買付者が実際に出現した場合に、当該対抗者が対象者との間で接触等を行うことを過度に制限するような内容の合意は行っておりません。

なお、公開買付者は、前述のManagement Buyout Agreementに基づき所有する対象者株券等の全てを応募する予定のクレイン、オウル・クリーク・アセット・マネジメントが運営する4つの投資ファンド及びガンペル氏、並びにその所有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約を公開買付者と締結している日本政策投資銀行以外の株主等が所有する対象者株券等の数（対象者の潜在株券等考慮後株式数2,228,119株から、クレインが所有する普通株式888,890株、オウル・クリーク・アセット・マネジメントが運営する4つの投資ファンドが所有する普通株式223,912株、ガンペル氏が保有する新株予約権A35,026個の目的である普通株式35,026株及び日本政策投資銀行が所有する普通株式222,222株の合計数である1,370,050株を控除した858,069株）の過半数に相当する429,035株以上の応募があつてはじめて本公開買付けが成立するようにするため、クレイン、オウル・クリーク・アセット・マネジメントが運営する4つの投資ファンド、ガンペル氏及び日本政策投資銀行が応募予定の株券等と合わせて1,799,085株以上の応募があることを本公開買付けの成立の条件とし、買付予定数の下限を1,799,085株と定めております。なお、公開買付者が本公開買付けにより買付予定数の下限以上の株券等を取得した場合、本公開買付け終了後において公開買付者の対象者に対する株券等所有割合は80.74%以上となる予定です。このように、公開買付者は、公開買付者に出資を予定しかつ所有する対象者株券等の全てを応募することを予定している者及びその所有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約を公開買付者と締結している日本政策投資銀行以外の過半数の株主の賛同が得られない場合には本取引を行わないこととし、対象者の株主の意思を重視しております。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月	平成18年3月期 (第12期)	平成19年3月期 (第13期)	平成20年3月期 (第14期)
売上高	68,267百万円	72,062百万円	73,158百万円
売上原価	56,303百万円	55,151百万円	54,718百万円
販売費及び一般管理費	10,470百万円	9,627百万円	10,036百万円
営業外収益	683百万円	818百万円	798百万円
営業外費用	2,759百万円	2,828百万円	2,172百万円
当期純利益(当期純損失)	△4,634百万円	3,793百万円	6,766百万円

(注1) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

(注2) 上記(注1を含みます。)は対象者が平成19年2月13日に提出した有価証券届出書、平成19年6月28日、平成20年6月26日にそれぞれ提出した有価証券報告書に基づいて作成しております。

(2)【1株当たりの状況】

決算年月	平成18年3月期 (第12期)	平成19年3月期 (第13期)	平成20年3月期 (第14期)
1株当たり当期純損益	△3,159.65円	1,973.91円	3,134.74円
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	－円 (－円)	－円 (－円)	1,500円 (750円)
1株当たり純資産額	13,204.47円	20,061.69円	22,463.64円

(注) 上記は対象者が平成19年2月13日に提出した有価証券届出書、平成19年6月28日、平成20年6月26日にそれぞれ提出した有価証券報告書に基づいて作成しております。

2【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 マザーズ市場						
	平成20年9月	10月	11月	12月	平成21年1月	2月	3月
最高株価(円)	67,200	60,200	43,000	35,500	44,950	39,850	41,550
最低株価(円)	58,000	37,000	30,200	28,430	33,600	33,000	36,800

(注) 平成21年3月については、3月19日までのものです。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

平成20年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 一株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等	外国法人等のうち個人	個人その他	計	
株主数（人）	1	25	16	52	78	8	10,734	10,906	—
所有株式数 （株）	200,000	38,333	8,896	1,225,725	633,974	176	57,987	2,164,915	—
所有株式数の 割合（％）	9.24	1.77	0.41	56.62	29.29	0.01	2.67	100	—

（注） 上記は対象者が平成20年6月26日に提出した有価証券報告書に基づいて作成しております。

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

① 【大株主】

平成20年3月31日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(株)	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合(%)
有限会社クレインホールディングス	東京都港区六本木6丁目10-1 六本木ヒルズ森タワー46階	888,890	41.06
DBJ事業価値創造投資事業組合	東京都千代田区大手町1丁目9-1	222,222	10.26
大阪市	大阪府大阪市北区中之島1丁目3-20	200,000	9.24
オウル クリーク オーバーシーズ ファンド, リミテッド (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	CIT CO FUND SERVICES (CAYMAN ISLANDS) LTD., CORPORATE CENTRE, WEST BAY ROAD, P.O. BOX 31106 SMB, GRAND CAYMAN, CAYMAN ISLANDS (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	147,593	6.82
ゴールドマン・サックス・インターナショナル (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB, U.K. (東京都港区六本木6丁目10-1 六本木ヒルズ森タワー)	76,646	3.54
モルガン・スタンレーアンドカンパニーインク (常任代理人 モルガン・スタンレー証券株式会社)	1585 BROADWAY NEW YORK, NEW YORK 10036, U.S.A. (東京都渋谷区恵比寿4丁目20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー)	66,761	3.08
オウル クリーク ツー, エル・ピー (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	615 SOUTH DUPOINT HIGHWAY, DOVER, DELAWARE 19901, U.S.A. (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	65,110	3.01
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー (常任代理人 モルガン・スタンレー証券株式会社)	25 CABOT SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E144QA ENGLAND (東京都渋谷区恵比寿4丁目20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー)	49,805	2.30
ソシエテ ジェネラル, パリ (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	SOCIETE GENERALE 29 BOULEVARD HAUSSMANN PARIS-FRANCE (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	47,789	2.21
ユービーエス エージー ロンドン アカウント アイピービー セグリゲイテッドクライアント アカウント (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	AESCHENVORST ADT 48 CH-4002 BASEL SWITZERLAND (東京都品川区東品川2丁目3-14)	34,334	1.59
計	—	1,799,150	83.10

(注1) オウル・クリーク・アセット・マネジメント・エルピーから、平成19年5月9日付の大量保有報告書の変更報告書No. 3の写しの送付があり、同日現在で213千株を保有している旨の報告を受けておりますが、対象者として期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、オウル・クリーク・アセット・マネジメント・エルピーの大量保有報告書の変更報告書No. 3の内容は以下のとおりであります。

大量保有者 オウル・クリーク・アセット・マネジメント・エルピー

住所 アメリカ合衆国ニューヨーク州10019、ニューヨーク、フィフス・アヴェニュー640、20階

保有株券等の数 株式 213,202株

株券等保有割合 9.95%

(注2) モルガン・スタンレー証券株式会社から、平成20年1月22日付の大量保有報告書の変更報告書No. 5の送付があり、同日現在で116千株を共同保有している旨の報告を受けておりますが、対象者として期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、モルガン・スタンレー証券株式会社の大量保有報告書の変更報告書No. 5の内容は以下のとおりであります。

大量保有者 モルガン・スタンレー証券株式会社

住所 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号恵比寿ガーデンプレイスタワー

保有株券等の数 株式 456株

株券等保有割合 0.02%

大量保有者 モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー

住所 25 Cabot Square Canary Wharf London E14 4QA U.K.

保有株券等の数 株式 33,491株

株券等保有割合 1.55%

大量保有者 フロントポイント マネジメント ホンコン リミテッド

住所 Suite 5505, The Center, 99 Queen's Road Central, Central, HongKong

保有株券等の数 株式 11,834株

株券等保有割合 0.55%

大量保有者 ファンドロジック

住所 61 rue de monceau, 75007 Paris

保有株券等の数 株式 71,205株

株券等保有割合 3.30%

(注3) 上記(注1及び注2を含みます。)は対象者の平成20年6月26日提出の有価証券報告書より引用しておりません。

(注4) 対象者は、平成20年10月22日に臨時報告書を提出しております。同臨時報告書によると、平成20年9月30日付で、ユービーエス エージー ロンドン アカунト アイピービー セグリゲイテッド クライアント アカунトが主要株主となっており、当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合は下記のとおりです。

① 当該主要株主の所有議決権の数

異動前 34,334個

異動後 253,475個

② 当該主要株主の所有議決権の数の総株主等の議決権に対する割合

異動前 1.59%

異動後 11.70%

(注5) 対象者は、平成20年11月13日に第15期第2四半期報告書を提出しております。同四半期報告書によると、対象者の平成20年9月30日現在の株主の状況は下記のとおりです。

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(株)	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合(%)
有限会社クレインホールディングス	東京都港区六本木6丁目10-1 六本木ヒルズ森タワー46階	888,890	41.04
ユービーエス エージー ロンドン アカウト アイピービー セグリティテッド クライアント アカウト (常任代理人 シティバンク 銀行株式会社)	AESCHENVORST ADT 48 CH-4002 BASEL SWITZERLAND (東京都品川区東品川2丁目3-14)	253,475	11.70
DBJ事業価値創造投資事業組合	東京都千代田区大手町1丁目9-1	222,222	10.26
大阪市	大阪府大阪市北区中之島1丁目3-20	200,000	9.23
ソシエテ ジェネラル, パリ (常任代理人 香港上海銀行 東京支店)	SOCIETE GENERALE 29 BOULEVARD HAUSSMANN PARIS-FRANCE (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	97,787	4.51
ジェーピーエムシーエヌエイ アイティーエスロンドン クライアント アカウト モルガンスタンレイアンドカンパニー インターナショナル (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行)	25. CABOT SQUARE, LONDON E14 4QA, UNITED KINGDOM (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	55,290	2.55
バンクオブニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウト ジェイピーアール アイアイエスジェエフイー エイシー (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	41,285	1.91
ゴールドマン・サックス・インターナショナル (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB, U.K. (東京都港区六本木6丁目10-1 六本木ヒルズ森タワー)	29,436	1.36
モルガン・スタンレーアンドカンパニーインク (常任代理人 モルガン・スタンレー証券株式会社)	1585 BROADWAY NEW YORK, NEW YORK 10036, U.S.A. (東京都渋谷区恵比寿4丁目20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー)	18,616	0.86
サントリー株式会社	大阪府大阪市北区堂島浜2丁目1-40	16,000	0.74
西日本電信電話株式会社	大阪府大阪市中央区馬場町3番15号	16,000	0.74
西日本旅客鉄道株式会社	大阪府大阪市北区芝田2丁目4番24号	16,000	0.74
計	—	1,855,001	85.64

(注6) オウル・クリーク・アセット・マネジメント・エルピーから、平成19年5月9日付の大量保有報告書の変更報告書No. 3の写しの送付があり、同日現在で213千株を保有している旨の報告を受けておりますが、対象者として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、オウル・クリーク・アセット・マネジメント・エルピーの大量保有報告書の変更報告書No. 3の内容は以下のとおりであります。

大量保有者 オウル・クリーク・アセット・マネジメント・エルピー

住所 アメリカ合衆国ニューヨーク州10019、ニューヨーク、フィフス・アヴェニュー640、20階
保有株券等の数 株式 213,202株
株券等保有割合 9.95%

(注7) モルガン・スタンレー証券株式会社から、平成20年10月7日付の大量保有報告書の変更報告書No. 8の送付があり、平成20年9月30日現在で192千株を共同保有している旨の報告を受けておりますが、対象者として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、モルガン・スタンレー証券株式会社的大量保有報告書の変更報告書No. 8の内容は以下のとおりであります。

大量保有者 モルガン・スタンレー証券株式会社

住所 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号恵比寿ガーデンプレイスタワー

保有株券等の数 株式 0株

株券等保有割合 0.00%

大量保有者 モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インコーポレーテッド

住所 1585 Broadway, New York, NY_10036

保有株券等の数 株式 209株

株券等保有割合 0.01%

大量保有者 モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー

住所 25 Cabot Square Canary Wharf London E14 4QA U.K.

保有株券等の数 株式 87,676株

株券等保有割合 4.05%

大量保有者 フロントポイント マネジメント ホンコン リミテッド

住所 Suite 5505, The Center, 99 Queen's Road Central, Central, HongKong

保有株券等の数 株式 6,994株

株券等保有割合 0.32%

大量保有者 ファンドロジック

住所 61, Rue de Monceau, 75008 Paris cedex 08 France

保有株券等の数 株式 97,787株

株券等保有割合 4.52%

(注8) 上記の注5ないし注7は、対象者の平成20年11月13日提出の第15期第2四半期報告書より引用しております。

(注9) 対象者は、平成21年2月10日に臨時報告書を提出しております。同臨時報告書によると、平成20年12月31日付で、J.P. MORGAN CLEARING CORP-SECが主要株主となり、ユービーエス エージー ロンドン アカウ
ント アイピービー セグリゲイテッド クライアント アカウ
ントが主要株主でなくなっており、それぞれの当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合は下記のとおりです。

① 当該主要株主の所有議決権の数

a. J.P. MORGAN CLEARING CORP-SEC

異動前 一個

異動後 224,811個

b. ユービーエス エージー ロンドン アカウ
ント アイピービー セグリゲイテッド クライアント
アカウ
ント

異動前 253,475個

異動後 17,455個

② 当該主要株主の所有議決権の数の総株主等の議決権に対する割合

a. J.P. MORGAN CLEARING CORP-SEC

異動前 ー%

異動後 10.38%

- b. ユービーエス エージー ロンドン アカウト アイピービー セグリゲイテッド クライアント アカウト
- 異動前 11.70%
- 異動後 0.81%

(注10) 対象者は、平成21年2月12日に第15期第3四半期報告書を提出しております。同四半期報告書によると、対象者の平成20年12月31日現在の株主の状況は下記のとおりです。

平成20年12月31日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(株)	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合(%)
有限会社クレインホールディングス	東京都港区六本木6丁目10-1 六本木ヒルズ森タワー46階	888,890	41.03
J. P. MORGAN CLEARING CORP-SEC (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	ONE METROTECH CENTER NORTH, BROOKLYN, NY 11201 (東京都品川区東品川2丁目3-14)	224,811	10.38
DBJ事業価値創造投資事業組合	東京都千代田区大手町1丁目9番1号	222,222	10.26
大阪市	大阪府大阪市北区中之島1丁目3-20	200,000	9.23
SOCIETE GENERALE, PARIS (常任代理人 香港上海銀行東京店)	SOCIETE GENERALE 29 BOULEVARD HAUSSMANN PARIS-FRANCE (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	79,168	3.65
BNY FOR GCM CLIENT ACCOUNTS (E) ISM (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	25 CABOT SQUARE CANARY WHARF LONDON E14 4QA UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	44,949	2.08
GOLDMAN, SACHS&CO. REG (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	85 BROAD STREET NEW YORK, NY, USA (東京都港区六本木6丁目10-1 六本木ヒルズ森タワー)	24,388	1.13
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	AESCHENVORST ADT 48 CH-4002 BASEL SWITZERLAND (東京都品川区東品川2丁目3-14)	17,455	0.81
MORGAN STANLEY & CO. INC (常任代理人 モルガン・スタンレー証券株式会社)	1585 BROADWAY NEW YORK, NEW YORK 10036, U. S. A. (東京都渋谷区恵比寿4丁目20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー)	17,092	0.79
サントリー株式会社	大阪府大阪市北区堂島浜2丁目1-40	16,000	0.74
西日本旅客鉄道株式会社	大阪府大阪市北区芝田2丁目4-24	16,000	0.74
西日本電信電話株式会社	大阪府大阪市中央区馬場町3-15	16,000	0.74
計	—	1,766,975	81.57

(注11) オウル・クリーク・アセット・マネジメント・エルピーから、平成19年5月9日付の大量保有報告書の変更報告書No. 3の写しの送付があり、同日現在で213千株を保有している旨の報告を受けておりますが、対象者として当第3四半期会計期間末時点における株式数の確認ができませんので、上記株主の状況には含めておりません。

なお、オウル・クリーク・アセット・マネジメント・エルピーの大量保有報告書の変更報告書No. 3の内容は以下のとおりであります。

大量保有者 オウル・クリーク・アセット・マネジメント・エルピー

住所 アメリカ合衆国ニューヨーク州10019、ニューヨーク、フィフス・アヴェニュー640、20階
保有株券等の数 株式 213,202株

株券等保有割合 9.95%

- (注12) モルガン・スタンレー証券株式会社から、平成20年12月3日付の大量保有報告書の変更報告書No. 11の送付があり、平成20年11月28日現在で135千株を共同保有している旨の報告を受けておりますが、対象者として当第3四半期会計期間末時点における株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、モルガン・スタンレー証券株式会社の大量保有報告書の変更報告書No. 11の内容は以下のとおりであります。

大量保有者 モルガン・スタンレー証券株式会社

住所 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号恵比寿ガーデンプレイスタワー

保有株券等の数 株式 120株

株券等保有割合 0.01%

大量保有者 モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インコーポレーテッド

住所 1585 Broadway, New York, NY 10036

保有株券等の数 株式 215株

株券等保有割合 0.01%

大量保有者 モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー

住所 25 Cabot Square Canary Wharf London E14 4QA U.K.

保有株券等の数 株式 56,374株

株券等保有割合 2.60%

大量保有者 ファンドロジック

住所 61, Rue de Monceau 75008 Paris cedex 08 France

保有株券等の数 株式 79,168株

株券等保有割合 3.65%

- (注13) 上記の注10ないし注12は、対象者の平成21年2月12日提出の第15期第3四半期報告書より引用しております。

- (注14) 株式会社日本政策投資銀行から、平成21年2月27日に大量保有報告書の変更報告書(2)が関東財務局長に提出されております。株式会社日本政策投資銀行の大量保有報告書の変更報告書(2)によると当該変更報告書の提出事由は「当行は、当行と他の組合員との2人組合であるDBJ事業価値創造投資事業組合（以下「当組合」という）を通じて株式会社ユー・エス・ジェイ（以下「当社」という）の株式を保有していたが、平成21年2月26日付で当組合から他の組合員が脱退し当組合は解散したため、当行らが当組合を通じて保有していた当社の株式は全て当行が直接単独で保有することとなった。当該株主の異動の事実を受け今般変更報告書を提出するものである。」とされており、その内容は以下のとおりであります。

大量保有者 株式会社日本政策投資銀行

住所 東京都千代田区大手町一丁目9番1号

保有株券等の数 株式 222,222株

株券等保有割合 10.26%

- (注15) 対象者は、オウル・クリーク・アセット・マネジメント・エルピー (Owl Creek Asset Management, L.P.) から、平成19年5月9日付の大量保有報告書の変更報告書No. 3の写しの送付を受け、同日現在で213,202株を保有している旨の報告を受けておりましたが、平成21年3月16日現在で、J.P.MORGAN CLEARING CORP-SECのカストディアン口座において、Owl Creek I, L.P.、Owl Creek II, L.P.、Owl Creek Overseas Fund, Ltd.及びOwl Creek Socially Responsible Investment Fund, Ltd.の各々が対象者株式をそれぞれ7,234株、56,809株、158,121株及び1,748株（合計223,912株）保有している旨の平成21年3月18日付け通知を受けております。Owl Creek I, L.P.、Owl Creek II, L.P.、Owl Creek Overseas Fund, Ltd.及びOwl Creek Socially Responsible Investment Fund, Ltd.は、オウル・クリーク・アセット・マネジメント・エルピーが運営するファンドであります。なお、当該合計株数223,912株は、平成20年12月31日現在の対象者の発行済株式総数の約10.34%に相当します。

②【役員】

平成20年6月26日現在

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合(%)
グレン ガンペル	代表取締役社長	—	—	—
飯田 浩司	取締役	ファイナンス・アドミニストレーション本部長	—	—
田中 功	取締役	マーケティング・営業本部長兼マーケティング企画部長兼営業部長	—	—
ヴァーノン マックグーガン	取締役	オペレーション本部長	—	—
中道 浩	取締役	コーポレート・サポート本部長	46	0.00
アンクル サフ	取締役	—	—	—
加笠 研一郎	取締役	—	—	—
高橋 一浩	取締役	—	—	—
長谷 次雄	常勤監査役	—	—	—
菊地 太郎	常勤監査役	—	—	—
小路 貴志	監査役	—	—	—
金井 美智子	監査役	—	—	—
計	—	—	46	0.00

(注1) 取締役アンクル サフ、加笠研一郎及び高橋一浩は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

(注2) 監査役長谷次雄、小路貴志及び金井美智子は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(注3) 上記(ただし、発行済株式の総数に対する所有株式数の割合を除き、注1及び注2も含みます。)は対象者の平成20年6月26日提出の有価証券報告書より引用しております。

(注4) 発行済株式の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(注5) 対象者は、平成21年2月12日に第3四半期報告書を提出しています。同四半期報告書によると、上記有価証券報告書の提出日後、同四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動は次のとおりであります。

(i) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役	—	加笠 研一郎	平成20年11月30日

(ii) 役職の移動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
取締役	マーケティング・営業本部長兼営業部長	取締役	マーケティング・営業本部長兼マーケティング企画部長兼営業部長	田中 功	平成20年9月30日
取締役	オペレーション本部長兼マーチャンダイズ部長	取締役	オペレーション本部長	ヴァーノン マックグーガン	平成20年10月1日

4【その他】

- (1) 対象者は、平成21年1月30日に東京証券取引所において、「平成21年3月期 第3四半期決算短信（非連結）」を公表し、その中で平成20年10月30日に発表した平成21年3月期の通期の業績予想数値の修正を公表しております。当該公表に基づく、修正前及び修正後の業績予想数値は以下のとおりです。なお、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際かかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
前回発表予想（A）（百万円） （平成20年10月30日発表）	73,650	11,140	9,580	7,400
今回修正予想（B）（百万円）	68,060	8,060	7,160	6,000
増減額（B－A）（百万円）	△5,590	△3,080	△2,420	△1,400
増減率（％）	△7.6	△27.6	△25.3	△18.9
前期実績（百万円） （平成20年3月期）	73,158	8,402	7,028	6,766

- (2) 対象者は、平成21年3月19日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に平成21年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対する剰余金の配当を行わないことを決議しております。また、対象者は、平成21年3月19日開催の取締役会において、公開買付けが成立することを条件に平成21年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対する株主優待をもって株主優待制度は廃止とすることを決議しております。なお、平成21年3月31日以前に本公開買付けに応募された場合でも、本公開買付けが成立するまでは株主名簿上の株主名義が変更されることはありませんので、本公開買付けに応募された株主の方で平成21年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された方についても、同日を基準日とする株主優待の対象となります。